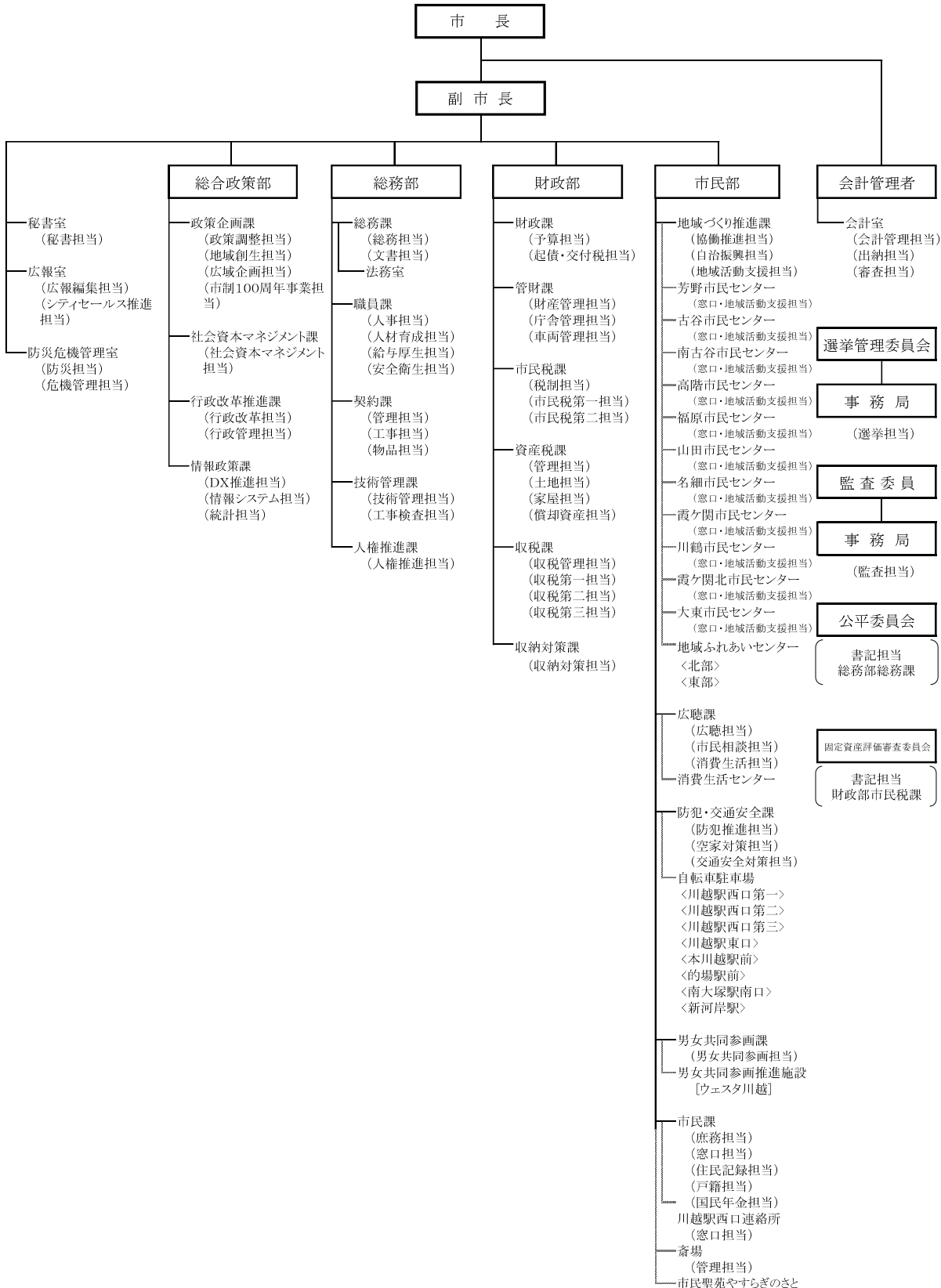


総務財政



総務財政

選挙管理委員会

事務局
(選挙担当)

監査委員

事務局
(監査担当)

公平委員会

書記担当
総務部総務課

固定資産評価審査委員会

書記担当
財政部市民税課

広 報 室

I 広 報

1 広 報

広報活動は、行政の意思及び執行状況などを市民に的確に伝えることにより、市民の市政への理解と参加協力を促す役割を担っている。また、市の魅力を高めるとともに、それらを戦略的かつ効果的に情報発信することにより、認知度を高め、「行きたいまち」「事業・起業したいまち」となること、さらには愛着や誇りが醸成され、「住みたい、住み続けたいまち」となることを実現し、将来にわたる活力の維持、一層の活性化を図る役割を担っている。

(1) 刊行物

		発 行			1部あたりの 制作費 (円・税込)	配 布	
		回数	月 日	部 数		対 象	方 法
広 報 川 越	A4版	12	毎 月 1 日	165,340	} ※1 14.6 2,157.01 ※2	全 世 帯	委 託
点字広報川越	B5版	12	毎 月 1 日	20		視覚障害者	郵 送
声の広報川越	CD	12	毎 月 1 日	32		視覚障害者等	郵 送
市民のしおり	A4版	1	令 和 3 年 7 月	167,500	0 ※3	全世帯※4	委 託
市内案内図	四六判	1	令 和 4 年 3 月	9,000	118.8	転入市民等	市民課窓口など
市 勢 要 覧	A5版	1	令 和 3 年 8 月	2,000	792	希 望 者	広 報 室

※1 1回あたりの平均発行部数。

※2 音訳者3人に、録音1回あたり1人960円×作成時間数を謝金として支払っている。

※3 市民のしおりは、民間事業者との協働発行により、市の費用負担はなく全世帯に配布した。

※4 市民のしおりは、発行時、全世帯に配布した以降は、市民課窓口などで転入手続き時に転入世帯に配布している。

(2) 主な広報媒体

- ① 毎月1回全世帯に配布する「広報川越」
- ② 川越市公式ホームページ
- ③ 川越市公式SNS（ツイッター、フェイスブック、LINE、Instagram）
- ④ 川越市公式YouTubeチャンネル「川越市チャンネル」

(3) 広報川越の配布

広報の配布については、シルバー人材センター等に委託し、市内全世帯に配布している。

配布委託料については、配布部数に応じて支払っている。

(4) 川越市公式ホームページのアクセス件数

年 度	件 数	月 平 均
令和元年度	13,779,638	1,148,303
令和2年度	26,953,484	2,246,124
令和3年度	22,598,157	1,883,180

川越市公式ホームページ (<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>) 以下の全てのウェブページについて、Google アナリティクスでのページ別訪問者数により集計。

(5) 川越市公式ツイッター（総合アカウント）の運用

年 度	ツイート件数	フォロワー数
令和元年度	882	26,779
令和2年度	1,020	28,430
令和3年度	1,536	30,001

川越市公式ツイッター（総合アカウント）アドレス <https://twitter.com/KawagoeshiInfo>

(6) 川越市 LINE 公式アカウントの運用

年 度	配信回数	友だち数
令和元年度	—	—
令和2年度	—	—
令和3年度	81	10,994

川越市 LINE 公式アカウント運用開始日(令和3年7月15日)から集計。

(7) 川越市公式 YouTube チャンネルの運用

年 度	視聴回数	チャンネル登録者数
令和元年度	39,335	493
令和2年度	74,505	834
令和3年度	94,463	1,142

川越市公式 YouTube チャンネル（川越市チャンネル）アドレス https://www.youtube.com/channel/UC_FsvmrZUJryDK_VHvGdBOA

防災危機管理室

I 防 災

1 川越市地域防災計画

川越市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る災害に関し、本市、川越地区消防組合、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体がその全機能を有効に発揮し、市民の協力の基に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めたものである。

本市では、令和 3 年度に川越市地域防災計画の修正を行った。

2 防災意識の普及高揚

防災訓練の実施をはじめ、自主防災組織の結成促進、防災ポスターコンクール及び防災用品の展示開催、防災用パンフレットやハザードマップの配布等により市民に対し防災意識の普及高揚を図っている。

防災訓練実施状況

年 度（訓 練 内 容）	開 催 月 日	会 場	参 加 人 数（人）
令和元年度 （避難所開設・運営訓練）	11 月 16 日・17 日	初雁中学校	415
令和 2 年度 （避難所開設・運営訓練）	8 月 20 日 10 月 9 日	教育センター	51（職員のみで実施） 41（職員のみの実施）
令和 3 年度 （避難所開設・運営訓練）	7 月 28 日	川越小学校	127（職員のみの実施）

3 防災施設の整備及び防災用資機材の備蓄

災害時の非常用飲料水を確保するため災害用給水井戸の設置、備蓄品を保管するための災害備蓄庫及び備蓄品保管室の整備、迅速な情報連絡を図るための防災行政無線や衛星携帯電話の導入及び避難場所標識の設置等防災施設の整備充実を図っている。なお、本市の防災行政無線（同報系）は、設備の老朽化や住環境の変化により難聴地域が発生していることなどを踏まえ、平成29年度から令和元年度までの3年をかけて、アナログ方式からデジタル方式に設備の更新を行った。

また、備蓄品については、食料や生活必需品、応急対策用資機材等の備蓄に加え、東日本大震災や熊本地震の経験から、プライバシー確保のためのパーテーションや感染症防止のためのマスクなどの備蓄を進めている。

(1) 災害用給水井戸の設置状況

(令和4年4月1日現在)

年 度	設 置 数 (井)	設 置 場 所	能 力
昭和 57	2	かほく運動公園地内・高階南小学校地内	1井につき 216 t / 24h 深さ 100m
58	2	初雁中学校地内・野田中学校地内	
59	2	山田小学校地内・月越小学校地内	
60	1	大東中学校地内	
平成 7	9	城南中学校地内・川越第一中学校地内・富士見中学校地内 高階北小学校地内・古谷小学校地内・南古谷小学校地内 芳野小学校地内・名細小学校地内・霞ヶ関小学校地内	
8	3	仙波小学校地内・大東西小学校地内・川越西小学校地内	
9	2	市立川越高等学校地内・霞ヶ関西中学校地内	
10	1	鯨井中学校地内	

※ 一井について30,000人分の給水可能（1人1日=3ℓとして1日10h稼動した場合）

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況

(令和4年4月1日現在)

年 度	設 置 場 所	容 量 (m ³)
平成8	高階小学校地内	100

(3) 災害備蓄庫の建設状況

(令和4年4月1日現在)

年 度	場 所	面 積 (㎡)	構 造
昭和 56	仙波町4丁目18番地	117	鉄筋コンクリート造平屋建
57	岸町3丁目28番地9	142	鉄骨造平屋建
58	大字鯨井1118番地1	108	鉄筋コンクリート造平屋建
59	大字古谷上2968番地3	95	鉄筋コンクリート造平屋建
60	南台3丁目5	66	鉄筋コンクリート造平屋建
61	大字今福508番地	48	鉄筋コンクリート造平屋建
平成 4	大字砂77番地1	59	鉄骨造平屋建
〃	大字砂649番地3	52	鉄骨造平屋建
〃	伊勢原町5丁目5番地4	53	鉄筋コンクリート造平屋建
5	藤原町18番地6	13	コンクリート造平屋建
6	並木西町16番地	13	コンクリート造平屋建
8	宮下町1丁目21番地3	309	鉄骨造2階建
24	鯨井1216番地 (なぐわし公園P i KOA内)	340	鉄骨造2階建
26	新宿町1丁目17番地17 (ウエスタ川越内)	100	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

(4) 備蓄品保管室整備状況

(令和4年4月1日現在)

地区	設置場所	階数	教室	地区	設置場所	階数	教室
本 庁	月越小学校	—	プレハブ物置	高 階	高階中学校	1	半
	新宿小学校	2	半		寺尾中学校	3	半
	今成小学校	—	プレハブ物置		川越初雁高校	—	プレハブ物置
	中央小学校	3	半・体育館	福 原	福原小学校	1	半
	川越小学校	3	半		福原中学校	1	半
	泉小学校	—	体育館	大 東	武蔵野小学校	—	プレハブ物置
	仙波小学校	—	プレハブ物置		大塚小学校	4	半
	第一小学校	—	プレハブ物置		大東東小学校	1	1/4
	城南中学校	1	半		大東西小学校	—	プレハブ物置
	富士見中学校	4	半		大東中学校	1	半
	野田中学校	1	半		大東西中学校	—	プレハブ物置
	川越第一中学校	3	教材室		川越南高校	—	プレハブ物置
	市立川越高校	—	プレハブ物置	霞ヶ関	霞ヶ関小学校	2	半
	川越女子高校	—	プレハブ物置		霞ヶ関西小学校	—	プレハブ物置
県立川越高校	B1	体育館棟地下	霞ヶ関南小学校		4	半	
川越工業高校	B1	クローバー館地下	霞ヶ関西中学校		3	全	
芳 野	芳野小学校	—	プレハブ物置	霞ヶ関中学校	3	準備室	
	芳野中学校	—	プレハブ物置	川越西高校	—	プレハブ物置	
古 谷	古谷小学校	—	プレハブ物置	川 鶴	川越西小学校	—	プレハブ物置
	教育センター	3	エレベータホール		川越西中学校	—	体育館
	東中学校	2	半	霞ヶ関北	霞ヶ関東小学校	4	半
南古谷	南古谷小学校	—	体育館		霞ヶ関北小学校	2	全
	牛子小学校	3	半		霞ヶ関東中学校	1	全
	南古谷中学校	—	プレハブ物置	名 細	広谷小学校	4	半
高 階	高階小学校	4	全		上戸小学校	1	半
	寺尾小学校	3	半		名細小学校	3	半
	高階西小学校	2	半		名細中学校	2	半
	高階北小学校	3	体育館		鯨井中学校	3	半
	高階南小学校	2	半	山 田	山田小学校	—	プレハブ物置
	高階西中学校	4	半		山田中学校	—	プレハブ物置
	砂中学校	1	半				

(5) 主な備蓄品の状況

(令和4年4月1日現在)

備蓄品	数	備蓄品	数	備蓄品	数
災害対策用パン	99,466食	コードリール	572台	無線機	11基
アルファ米	62,250食	土のう袋	11,605袋	水道铸铁管	各種
おかゆ	24,800食	排水ポンプ	68台	ろ水機	7台
毛布	17,713枚	メガホン	252個	路上給水装置	32基
釜	29基	懐中電灯	999個	可搬式給水タンク	1個
発電機	164基	ロープ	539巻	給水用ポリタンク	1,716個
投光器	699基	非常用キャンドル	132個	組み立て水槽	16基

(6) 防災行政用無線の概要

固定系親局 防災危機管理室内、遠隔制御器（川越地区消防組合）

固定系子局 市内295局

4 災害時の相互応援体制の確立

地震時の大災害時において被害者の救援等の応急措置を相互に応援するため、群馬県高崎市をはじめとする66の協定を締結している。

災害時における応援協定締結状況

(令和4年4月1日現在)

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
1	昭和60年8月3日	災害時における相互応援に関する協定書	群馬県高崎市
2	平成6年3月22日	災害時等における精米の優先供給に関する協定	(株)イトーセーブ
3	平成7年3月27日	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	朝日航洋(株)
4	平成8年7月9日	震災時における緊急設備支援に関する協定	(株)セレスポ
5	平成8年8月1日	災害時の避難場所相互利用に関する協定	さいたま市
6	平成9年12月18日	災害時の情報提供等に関する協定	市内タクシー会社9社
7	平成10年6月1日	災害時における相互応援に関する協定	坂戸市、鶴ヶ島市、川島町 毛呂山町、越生町
8	平成10年11月18日	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	(一社)埼玉県エルピーガス協会 川越支部
9	平成11年1月25日	災害時における相互応援に関する協定	福島県棚倉町
10	平成11年3月24日	災害時における防災施設の運営に関する協定	川越公園管理事務所
11	平成12年5月29日	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会川越支部
12	平成15年1月22日	災害時における相互応援に関する協定	東京都八王子市
13	平成15年9月1日	中核市災害相互応援協定	中核市災害相互応援協定締結市
14	平成16年12月22日	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	コカ・コーライーストジャパン(株)
15	平成17年7月1日	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	(一社)埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉西部支部
16	平成18年7月7日	災害時等における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	いるま野農業協同組合
17	平成18年7月7日	災害時における特別法律相談に関する協定	埼玉弁護士会川越支部
18	平成19年5月1日	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内市町村
19	平成21年3月30日	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	埼玉電気工事工業組合
20	平成21年6月8日	災害時におけるバス利用に関する協定	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会
21	平成23年2月1日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
22	平成24年6月25日	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	埼玉県石油商業組合川越支部
23	平成24年8月1日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
24	平成24年9月3日	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	(公社)埼玉県柔道整復師会川越支部
25	平成25年8月30日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
26	平成25年11月28日	災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園
27	平成26年2月以降	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内特別支援学校ほか28件
28	平成26年2月20日	災害時における葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会
29	平成27年11月25日	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会
30	平成27年12月25日	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)川越市医師会
31	平成27年12月25日	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	(一社)川越市医師会
32	平成28年3月14日	防災情報等の放送に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本
33	平成28年3月25日	災害時における生活物資等の供給に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン
34	平成28年6月1日	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	川越第一ホテル、川越プリンスホテル、 川越温泉湯遊ランド・ホテル三光
35	平成28年7月28日	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会
36	平成28年10月24日	災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定	グランド産業(株)
37	平成28年11月17日	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会
38	平成29年5月31日	川越市と川越市内郵便局との包括提携協定 (災害発生時の協力に関する覚書)	川越西郵便局
39	平成29年7月11日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン
40	平成30年5月9日	災害時における応急復旧業務に関する協定	川越市建設業協会
41	平成30年8月29日	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	(公社)埼玉県不動産鑑定士協会
42	平成30年10月30日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマーケット
43	平成31年1月30日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ヤオコー
44	平成31年3月1日	災害時における食糧供給等の協力に関する協定	山崎製パン(株) 埼玉工場 埼玉第一工場
45	令和元年6月27日	災害時における相互協力に関する協定	川越少年刑務所
46	令和元年12月25日	災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定	モスト技研(株)
47	令和2年1月28日	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)川越市歯科医師会
48	令和2年2月14日	災害時応援協定	(公社)川越青年会議所
49	令和2年3月31日	災害時における応急復旧業務に関する協定	川越緑地協会
50	令和2年8月18日	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ
51	令和2年8月19日	災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定	ネットヨタ東埼玉(株)
52	令和2年9月14日	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	(株)OSG コーポレーション
53	令和2年9月28日	水害時における施設の利用に関する協定	学校法人城北埼玉学園

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
54	令和 2 年 9 月 28 日	水害時における施設の利用に関する協定	医療法人聖心会
55	令和 2 年 10 月 13 日	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)川越支社
56	令和 2 年 11 月 9 日	水害時における施設の利用に関する協定	(株)ピーアンドディコンサルティング 及び(株)ウニクス
57	令和 2 年 12 月 22 日	災害時における物資提供等の協力に関する協定	ムサン王子コンテナ(株)
58	令和 3 年 2 月 19 日	災害時等における物資供給に関する協定	(株)出羽紙器製作所
59	令和 3 年 4 月 12 日	災害時における車両貸出及び給電等に関する協定	アースシグナル(株)
60	令和 3 年 5 月 17 日	災害時緊急放送に関する協定	(株)小江戸 FM
61	令和 3 年 6 月 23 日	風水害時における車両避難場所としての駐車場利用確認書	イオンタウン(株)
62	令和 3 年 8 月 18 日	水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定	学校法人東洋大学
63	令和 3 年 10 月 25 日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ふくしま
64	令和 3 年 12 月 22 日	災害時応援協定	(株)原一
65	令和 4 年 2 月 17 日	川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人川越市社会福祉協議会
66	令和 4 年 3 月 28 日	災害時における資機材の優先提供に関する協定	(株)ワンウェイ

5 自主防災組織

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自発的意思により結成する組織のことで、市としては、実践的・継続的な活動を行えるように、自治会を単位とした組織作りを呼びかけている。令和 4 年 4 月 1 日現在、219 組織が活動している。

6 川越市指定緊急避難場所等一覧表

本市では、地震災害時など、市民が安全に身を守ることができる場所を選んで、次のとおり指定緊急避難場所等を指定している。

日頃から指定緊急避難場所および指定避難所までの最も安全な経路を確かめておき、いざという時に家族との連絡がとれるよう話し合っておくことが必要である。

指定緊急避難場所及び指定避難所までの経路は 1 箇所だけでなく、2 箇所確かめておくことが大切である。

・指定緊急避難場所

身の安全を確保するために一時的に避難する場所（公園、グラウンド、学校の校庭など）

・指定避難所

家屋などの倒壊の恐れがある場合などに、避難生活を送るための施設（学校の体育館など）

指定緊急避難場所の指定状況

(令和4年4月1日現在)

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
本庁中央	1	川越第一中学校	小仙波町 5-6	○	○	○	○	○
	2	川越総合高等学校	小仙波町 5-14	○	○	○	○	○
	3	中央小学校	中原町 1-25	○	○	○	○	○
	4	川越工業高等学校	西小仙波町 2-28-1	○	○	○	○	○
	5	仙波小学校	富士見町 4-1	○	○	○	○	○
	6	川越女子高等学校	六軒町 1-23	○	○	○	○	○
	7	川越工業高等学校グラウンド	大字小仙波 847	×	×	○	○	—
本庁南	8	市立川越高等学校	旭町 2-3-7	○	○	○	○	○
	9	城南中学校	新宿町 3-19-1	○	○	○	○	○
	10	新宿小学校	新宿町 6-9-1	○	○	○	○	○
	11	岸町健康ふれあい広場	岸町 3-32	×	×	○	○	—
	12	野田中学校	野田町 2-19-14	○	○	○	○	○
	13	富士見中学校	東田町 17-1	○	○	○	○	○
	14	泉小学校	大字小室 463	●2	●2	○	○	○
15	山村学園高等学校第一運動場	大字野田 1311-84	×	×	○	○	—	
本庁北	16	星野高等学校第二校舎	石原町 2-71-11	×	×	○	○	—
	17	濯紫公園	喜多町 8-10	×	×	○	○	—
	18	川越小学校	郭町 1-1-1	○	○	○	○	○
	19	やまぶき会館	郭町 1-18-1	×	×	○	○	—
	20	川越第一小学校	郭町 1-21	○	○	○	○	○
	21	川越高等学校	郭町 2-6	○	○	○	○	○
	22	初雁公園	郭町 2-13-1	×	×	○	○	—
	23	月越小学校	月吉町 51	●2	●2	○	○	○
	24	初雁中学校	宮下町 1-21-3	○	○	○	○	○
	25	市民グラウンド	宮元町 23-22	×	×	○	○	—
	26	今成小学校	今成 2-42-1	●2	●2	○	○	○

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
芳野	27	芳野中学校	大字石田本郷 733	●2	●2	○	○	○
	28	農業ふれあいセンター	大字伊佐沼 887	×	×	○	○	—
	29	芳野小学校	大字鴨田 331	●2	●2	○	○	○
	30	カライ川越・芳野台体育館	芳野台 1-103-57	×	×	○	○	—
	31	伊佐沼公園	大字伊佐沼 584	×	×	○	○	—
古谷	32	東中学校	大字小中居 278	●3	●3	○	○	○
	33	川越運動公園	大字下老袋 388-1	●2	●2	○	○	—
	34	古谷小学校	大字古谷上 5465	●3	●3	○	○	○
	35	教育センター	大字古谷上 6083-10	●2	●2	○	○	○
南古谷	36	牛子小学校	大字牛子 418	●3	●3	○	○	○
	37	南古谷小学校	大字木野目 1451	●3	●3	○	○	○
	38	南古谷中学校	大字久下戸 3721	●3	●3	○	○	○
	39	城北埼玉高等学校	大字古市場 585-1	●2	●2	○	○	—
	40	並木西町公園	並木西町 16	×	×	○	○	—
	41	東邦音楽大学校庭	大字今泉 84	×	×	○	○	—
	42	川越東高等学校	大字久下戸 6060	×	×	○	○	—
高階	43	砂中学校	大字砂 260	●3	●3	○	○	○
	44	高階運動広場	大字砂 451-1	×	×	○	○	—
	45	高階小学校	大字砂新田 58	○	○	○	○	○
	46	川越初雁高等学校	大字砂新田 2564	○	○	○	○	○
	47	高階西中学校	大字砂新田 2593	○	○	○	○	○
	48	寺尾小学校	大字寺尾 979-2	●3	●3	○	○	○
	49	寺尾中学校	大字寺尾 1068	●3	●3	○	○	○
	50	高階中学校	大字藤間 10	○	○	○	○	○
	51	高階西小学校	大字藤間 1102	○	○	○	○	○
	52	高階北小学校	砂新田 1-16-1	●2	●2	○	○	○
	53	高階南小学校	諏訪町 12-3	○	○	○	○	○
	54	藤原町第二公園	藤原町 18-6	×	×	○	○	—

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ		
福原	55	福原小学校	大字今福 508	○	○	○	○	○	
	56	福原中学校	大字今福 512	○	○	○	○	○	
	57	南文化会館(ｼﾞｮｲﾌﾙ)	大字今福 1295-2	○	○	○	○	—	
	58	日本大学経済学部カレッジ	大字中福 868-1	×	×	○	○	—	
大東	59	川越(水上)公園	大字池辺 880	×	×	○	○	—	
	60	大東西中学校	藤倉 1-1-1	○	○	○	○	○	
	61	武蔵野小学校	むさし野 14-1	○	○	○	○	○	
	62	大東東小学校	豊田本 4-16-1	○	○	○	○	○	
	63	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	○	○	○	○	○	
	64	大東中学校	南大塚 1-20-1	○	○	○	○	○	
	65	大塚小学校	大塚 2-10-1	○	○	○	○	○	
	66	大東西小学校	大字山城 32-5	○	○	○	○	○	
	67	南台かすみ公園	南台 2-10	×	×	○	○	—	
	68	南台ふじみ公園	南台 3-5	×	×	○	○	—	
	69	尚美学園大学川越キャンパス	豊田町 1-1-1	×	×	○	○	—	
	70	川越少年刑務所鍛錬所前駐車場	南大塚 6-40-1	×	×	○	○	—	
	霞ヶ関	71	霞ヶ関中学校	大字笠幡 72	○	○	○	○	○
		72	霞ヶ関小学校	大字笠幡 177	○	○	○	○	○
73		川越西高等学校	大字笠幡 2488-1	○	○	○	○	○	
74		霞ヶ関西中学校	大字笠幡 3464-3	○	○	○	○	○	
75		霞ヶ関西小学校	大字笠幡 3971-4	●2	●2	○	○	○	
76		秀明高等学校	大字笠幡 4792	×	×	○	○	—	
77		霞ヶ関南小学校	かすみ野 1-1-4	○	○	○	○	○	
78		水久保第一公園	かすみ野 1-10	×	×	○	○	—	
79		的場たぬき山公園	的場 1-19	×	×	○	○	—	
80		的場原公園	的場 2-17	×	×	○	○	—	
81		東京国際大学第2キャンパス	大字的場 2509	×	×	○	○	—	
82		特別支援学校埴保己一学園	大字笠幡 85-1	×	×	○	○	—	

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
川鶴	83	川越西中学校	川鶴 1-1	○	○	○	○	○
	84	川越西小学校	川鶴 1-5	○	○	○	○	○
	85	笠幡公園	川鶴 2-7	×	×	○	○	—
霞ヶ関北	86	霞ヶ関東中学校	大字的場 2706	●2	●2	○	○	○
	87	霞ヶ関東小学校	大字的場 2735-2	●2	●2	○	○	○
	88	東京国際大学第1キャンパス	的場北 1-13-1	×	×	○	○	—
	89	かほく運動公園	霞ヶ関北 6-30-1	×	×	○	○	—
	90	霞ヶ関北小学校	伊勢原町 5-1-1	○	○	○	○	○
	91	御伊勢塚公園	伊勢原町 3-3	×	×	○	○	—
名細	92	上戸小学校	大字上戸 390-1	●2	●2	○	○	○
	93	鯨井中学校	大字鯨井 562-2	●2	●2	○	○	○
	94	東洋大学川越キャンパス	大字鯨井 2100	×	×	○	○	—
	95	名細中学校	大字小堤 14	○	○	○	○	○
	96	名細小学校	大字小堤 214	●2	●2	○	○	○
	97	広谷小学校	大字下広谷 558-1	○	○	○	○	○
	98	西文化会館(ムト)	大字鯨井 1556-1	○	○	○	○	—
	99	みよしの公園	大字吉田 685-1	×	×	○	○	—
	100	あおい公園	上戸新町 36-5	×	×	○	○	—
	101	なぐわし公園	大字鯨井 1216	×	×	○	○	—
山田	102	山田小学校	大字山田 167	●2	●2	○	○	○
	103	山田中学校	大字山田 550	●2	●2	○	○	○
	104	城西大学付属川越高等学校	大字山田 1042	×	×	○	○	—
	105	北部地域ふれあいセンター	大字山田 1578-1	×	×	○	○	—

注) 表中の「対象とする災害」欄の表記は「○：使用可、●2：2階以上使用可、●3：3階以上使用可、×：使用不可」を表す。

総合政策部

I 政策

1 第四次川越市総合計画

(1) 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものである。第四次川越市総合計画は、川越市総合計画策定条例に基づき策定した計画で、平成28年度以降10年間のまちづくりの指針となるものである。

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層から構成される。「基本構想」は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想であり、「基本計画」は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画であり、「実施計画」は、基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画である。

(2) 計画の特徴

第四次川越市総合計画は、日本が直面する少子高齢化にともなう人口減少社会に、市としていかに対処し持続ある社会を形成するか主眼を置くとともに、「子ども・子育て」を新たな柱として計画に位置付け、少子化対策や子育て支援に取り組むこととし、さらに「住民自治の推進」を新たな施策に位置付け、住民自治に資する仕組の充実を図ることとした。

また、本市の人口については、計画に位置付けた施策を確実にを行うことにより、人口35万人を目指すこととしている。

(3) 基本構想の理念

基本構想を定めるに当たっての市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものである。川越市民憲章の考え方を尊重し、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を定めた。

基本構想の理念

■人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人與人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくります。

■魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいまちをつくります。

■持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に向けて、平和で安全に、安心して過ごせるまちをつくります。

(4) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を定めた。

将来都市像

人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越

(5) 分野別の基本目標と施策

将来都市像を実現するために、8つの分野別の基本目標を定め、52の施策を位置づけた。

分野別の基本目標と施策

① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち ー子ども・子育てー

- 1 少子化対策の推進
 - 2 児童福祉の推進
 - 3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実
 - 4 青少年健全育成の推進
-

② 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち ー福祉・保健・医療ー

- 5 高齢者福祉の推進
 - 6 障害者福祉の推進
 - 7 地域福祉の推進
 - 8 社会保障の適正運営
 - 9 健康づくりの推進
 - 10 保健衛生・医療体制の充実
-

③ 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち ー教育・文化・スポーツー

- 11 生涯学習活動の推進
 - 12 生きる力を育む教育の推進
 - 13 教育環境の整備・充実
 - 14 文化芸術活動の充実
 - 15 文化財の保存・活用
 - 16 多文化共生と国際交流・協力の推進
 - 17 生涯スポーツの推進
-

④ 安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち ー都市基盤・生活基盤ー

- 18 協働による計画的なまちづくりの推進
 - 19 市街地整備の推進
 - 20 景観まちづくりの推進
 - 21 道路交通体系の整備
 - 22 交通ネットワークの充実
-

- 23 治水事業の推進
- 24 水道水の安定供給
- 25 公共下水道事業の充実
- 26 公園・緑地の充実
- 27 良好な住環境の創出

⑤ 地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち

—産業・観光—

-
- 28 産業界との連携と中小企業支援
 - 29 就労の支援と労働環境の改善
 - 30 農業の振興
 - 31 商業の振興
 - 32 工業の振興
 - 33 観光の振興
-

⑥ 地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち

—環境—

-
- 34 環境活動の推進
 - 35 地球温暖化対策の推進
 - 36 循環型社会の構築
 - 37 自然共生の推進
 - 38 生活環境の保全
-

⑦ 地域で支え合う、安全で安心なまち

—地域社会・市民生活—

-
- 39 地域コミュニティ活動の推進
 - 40 平和で思いやりのある社会づくり
 - 41 男女共同参画の推進
 - 42 防災体制の整備
 - 43 消防・救急体制の充実
 - 44 防犯対策の推進
 - 45 交通安全対策の推進
 - 46 市民生活の支援
-

⑧ つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

—住民自治・行財政運営—

-
- 47 住民自治の推進
 - 48 行政経営マネジメントの推進
 - 49 社会資本マネジメントの推進
 - 50 情報化施策の推進
 - 51 広域的な連携の推進
 - 52 時勢に応じた施策の推進
-

2 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 実施の目的

国では、進行する人口減少問題に本格的に取り組んでいくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月には、全国の現状と将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の国の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。さらには、令和元年12月に、第2期となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

本市は、東京圏にありながらも、他の地方都市と同様、少子高齢化が進行する中で人口減少期を迎えることが予測されていることから、国の地方創生の動きを好機として活かし、人口減少問題及び経済規模の縮小等へ積極的に対応するため、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これに基づく取組みを推進していく。

(2) これまでの取組み

本市における地方創生の取組を推進するため、平成28年1月に「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、公表した。策定にあたっては、学識経験者、市内の公共的団体、金融機関の代表者等を委員とする「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を開催し、答申を踏まえて策定した。

現在は、第四次川越市後期基本計画に同戦略の考え方を継承し、地方創生の取組みを包含する形で、関係機関と調整を図りながら取り組んでいる。

3 広域行政

近年、交通網の整備、情報化の進展などに伴い、住民の日常生活圏が拡大するとともに、社会経済状況の変化や地球環境問題への対応など、行政に対する住民ニーズは多様化・広域化してきた。

こうした中、住民ニーズに的確に対応し、行財政の効率的な運営を図るためには関係する市町村が連携・協力して広域的な行政を推進する必要がある。

(1) 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会は、生活都市圏が密着している3市3町（川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町）で構成され、構成市町が相互に補完し合い、ひとつの都市圏として発展すべく昭和62年9月、任意の協議会として設立された。平成28年4月、第3次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）を策定し、現在次の事業を推進している。

- ① レインボー交流事業・婚活事業の実施
- ② 図書館などの公共施設の相互利用
- ③ 広報紙相互掲載
- ④ 災害時における相互応援協定
- ⑤ 観光PR及び広域観光キャンペーンの実施

4 地方分権

(1) 中核市制度の概要

中核市制度は、一定規模の行財政能力のある都市に対して都道府県の権限を移譲し、住民に身近な行政を実現するために平成6年に創設された制度で、令和4年4月1日時点では本市を含め62市が中核市に移行している。県内では、本市と川口市及び越谷市が中核市となっている。

中核市に移譲される事務は、民生行政、保健衛生行政、環境行政、都市計画行政等の多岐の分野にわたっているが、本市については約2,500項目の事務が埼玉県から移譲された。

また、中核市は地域保健法により保健所を設置することとなる。本市においても中核市移行と同時に地域保健対策の中核的機能を担うため、市立保健所を設置した。

埼玉県から本市に移譲された中核市関連の主な事務

区 分	事務項目数	主 な 事 務
民 生 行 政	337	社会福祉法人等の指導監査、身体障害者手帳の交付等
保 健 衛 生 行 政	355	飲食店の営業許可、結核患者への医療費負担等
環 境 行 政	119	ダイオキシン類の監視、振動・悪臭の規制等
都市計画・建設行政	432	屋外広告物の掲出の規制、開発審査会の設置等
産 業 ・ 経 済 行 政	43	計量器の定期検査等
文 教 行 政	11	県費負担教職員の研修等
そ の 他	11	激甚災害の財政援助に関する事務等
保健所政令市関係	1,146	診療所の開設許可、理容所、美容所の開設届の受理等
合 計	2,454	

(2) 地方分権改革の推進

平成11年第1次地方分権改革一括法が成立し、国と地方は「対等・協力」の関係となり、機関委任事務の廃止や国の関与に係る基本ルールなど、地方分権の理念・基礎が形成された。埼玉県においても、国の動きと同様に分権を推進するための「埼玉県分権推進計画」が同年に策定されている。

平成18年に地方分権改革推進法が成立し、地方に対する規制の緩和や事務・権限の移譲がさらに進められることとなった。さらに、平成26年からは、地方公共団体が抱える業務上の支障事例から、全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」が導入されている。

これら地方分権の流れは、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視する方向性を示しており、本市では、より市民に近い行政を行うため国や県の分権制度の活用に加え、中核市として、中核市市長会を通じ国に対する提言活動など、地方分権に係る諸活動を行っている。

II 社会資本マネジメント

1 実施の目的

市では、市民生活と経済活動を支える基盤である学校、公民館、道路、上下水道など、さまざまな社会資本を昭和40年代半ばから50年代半ばにかけて集中的に整備してきた。

このことは、人口急増に伴う市民サービスへの需要の高まりに対応したことが背景になっている。

社会資本のうち、学校や公民館などの公共施設については、その多くが今後の10年から30年の間に更新の時期を迎え、また、道路、上下水道などのインフラも老朽化が進んでいる。

今後、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により社会資本の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、総合的かつ長期的な視点を持って、整備・更新、保全・長寿命化等を計画的に行うことにより社会資本の適正な配置を行い、需要の変化に対応した継続的な市民サービスの提供と社会資本に係る財政負担の軽減や平準化を図る。

2 これまでの取組み

本市が所有し、又は管理する公共施設の利用状況やコスト情報などを可視化し、市民の方々への情報公開を行うため、平成25年3月に「川越市公共施設マネジメント白書」を策定した。

平成26年度以降、総務省から策定の要請があった公共施設等総合管理計画の策定に向けた検討を行い、平成28年6月、老朽化が進行する公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などに計画的に対応するための方針である「川越市公共施設等総合管理計画」を策定した。

その後、「川越市公共施設等総合管理計画」で示した基本方針や施設類型別のマネジメント方針を踏まえた、施設ごとの具体的な取組みを示す「個別施設計画」の策定を進め、道路舗装、橋りょうに係る個別施設計画を平成31年3月に、公共施設に係る個別施設計画を令和2年10月に、排水機場、排水ポンプ場に係る個別施設計画を令和3年3月に策定した。

なお、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成30年2月）にて新たに示された、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等の項目に対応することを主な目的として「川越市公共施設等総合管理計画」を令和4年1月に改訂した。

Ⅲ 行政改革推進

本市では、地方分権や多様化する行政需要に的確に対応するため、事務事業の見直しや、組織機能の簡素合理化、民間活力の導入などにより、市民サービスの充実と行政コストの抑制に努めている。

1 行政改革

本市では、平成18年4月に「川越市集中改革プラン」及びその取組事項を示す「集中改革プラン実施プログラム」を策定し、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与等の適正化等の具体的な取組みを実施してきた。

しかしながら、少子高齢化に伴う介護や医療等に係る社会保障費の増大、子育て支援や教育環境の整備等の行政需要への対応等により、経常的な支出の割合が非常に高い財政構造となるとともに不測の事態に備える財政調整基金の残高が低い水準となっている。

このような状況であっても将来にわたりさまざまな行政課題に対応し、安定的に行政サービスを提供し続けていけるよう令和3年10月に「川越市行財政改革推進計画」及び取組項目の進捗管理を図るため令和4年3月に「同アクションプラン」を策定し、令和7年度までを計画期間として、「経常収支比率95%以下」、「財政調整基金の年度末残高50億円以上」の目標を掲げ、事務事業の見直しや民間委託等の推進など20の項目に取り組んでいる。

2 組織管理

行政組織については、社会環境の変化に応じた簡素で効率的な組織を目指し、定期的に見直しを行っている。

主な組織改正は、過去10年間において、平成25年、平成28年に行っており、平成28年には、政策立案、政策調整機能の強化を図るとともに、重点的に取り組むべき課題に対応するため、政策財政部を総合政策部と財政部に分割し、機能別にそれぞれの部門の強化を図った。

今後も、これまでの効率的な行政組織確立に加え、地方分権の進展や市民のニーズに対応できる行政を確立するため、見直していく予定である。

市長部局における行政組織の変遷

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 口	353,456	353,442	352,896
部 相 当	12	12	12
課 相 当	77	77	76

※ 人口は各年度とも4月1日現在

3 事務改善

これまで、「川越市事務改善提案規程」に基づく事務改善提案（事務の改善案の提案）を実施してきたが、平成27年度からは、「川越市職員業務改善運動実施要領」に基づく業務改善運動（職員が取り組んだ改善事例の報告）を実施し、職員の改善意識の向上を図るとともに、改善事例を庁内で共有することにより、事務能率の向上、市民サービスの向上等を図っている。

今後もこれらの事務改善への取組みを充実し、事務能率の向上を図り、市民サービスの向上に努めていく。

4 行政評価

本市の行政評価制度は、平成 15 年度に事務事業評価を導入し、平成 29 年度からは①成果を重視した事業の改善、②行政の透明性の向上、③職員の意識改革を目的とし、投資的事業を除く全ての事務事業を簡易的に評価し、見直しが必要な事業について詳細評価を行い、詳細評価を行った事業の中から一定基準を設けて対象事業を選定して外部評価を行っている。

令和 3 年度及び令和 4 年度は、令和 3 年 10 月に策定した「川越市行財政改革推進計画」の優先的な取組みとして、事務事業の見直しに重点を置いた取組みを集中的に行っている。

IV 行政デジタル化施策

1 行政デジタル化施策の概要

近年、オンラインサービスの充実等によって、あらゆる手続きがオンラインで完結する社会の仕組みが構築されようとしている。国は「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を策定し、行政が社会情勢の変化に取り残されないよう、各自治体に対し、計画に基づいて各種施策に取り組むよう求めている。

本市も、社会情勢や国の動向を踏まえ、本市行政のデジタル化をさらに推進するため、令和4年4月に「川越市行政デジタル化推進プラン」を策定し、デジタルを活用した業務改革を進めるとともに、情報セキュリティ対策や人材育成のさらなる充実を図っている。

2 行政デジタル化施策の経過

平成 8 年度	川越市公式ホームページを開設し、観光情報を中心とした情報提供開始
平成 10 年度	市政全般に関する情報提供開始
平成 13 年度	図書館蔵書検索・予約システム稼働
平成 14 年度	申請用紙ダウンロードサービス開始
平成 15 年度	例規集検索システム稼働 川越市情報セキュリティポリシー制定 防災気象情報提供開始 市議会議事録検索システム稼働
平成 16 年度	総合施設案内及び地図案内（小江戸川越マップ）サービス開始
平成 17 年度	電子申請システム稼働 「川越市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」制定
平成 18 年度	小江戸川越防犯のまちづくり情報等のメール配信サービス開始
平成 20 年度	公共施設予約システム稼働 川越市公式ホームページにバナー広告設置
平成 24 年度	ツイッター（防災情報）アカウント開設 ICT-BCP（ICT部門における業務継続計画）策定
平成 25 年度	ツイッター総合アカウント開設
平成 26 年度	川越市公式ホームページ全面リニューアル及びクラウド化 公共施設予約システムのクラウド化
平成 27 年度	「川越市情報化推進プラン（2016～2020）」策定
平成 28 年度	川越市CSIRT設置要綱制定
平成 29 年度	埼玉県自治体情報セキュリティクラウドへ接続
令和元年度	埼玉県市町村共同クラウドへ接続
令和 4 年度	「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」策定

3 「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」の取組み

「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」は、「第四次川越市総合計画後期基本計画」の「第8章 No. 50 情報化施策の推進」の目的である「ICTを活用し、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営を行うこと。」の実現に向けて、本市行政のデジタル化の推進を目的として令和4年4月に策定し、以下の施策に取り組んでいる。

（1） 行政サービスのデジタル化

- ① 行政手続きのオンライン化の推進
- ② 窓口のデジタル化の推進
- ③ WEB会議の利活用
- ④ SNSの利活用

（2） 庁内事務のデジタル化

- ① AI・RPA等のデジタル技術の利活用
- ② テレワークの推進
- ③ ペーパーレス化の推進
- ④ 国の施策に基づく取組の実施

（3） データの利活用

- ① オープンデータの推進
- ② データ利活用環境の整備及びEBPMの推進

（4） 経営資源の整備及び配慮すべき事項

- ① デジタル人材の育成・確保
- ② デジタルデバイドに配慮した取組の推進
- ③ ICT-BCPの着実な実施
- ④ 情報セキュリティ対策の徹底
- ⑤ 適正なシステム運用の推進

V 電 算 事 務

1 電算事務

本市は、昭和44年4月に汎用電子計算機を導入し、税関係処理、水道料金・下水道使用料計算、給与計算等広範な事務の電算化を行った。また、住民情報のオンライン化を皮切りに、各種オンラインシステムの開発も積極的に進められ、汎用電子計算機を利用した業務システムが飛躍的に拡大した。

平成26年には、汎用電子計算機と連動する各種業務システムのサーバ機器を仮想化技術で集約・統合する統合基盤システムを導入し、サーバ環境の最適化並びにシステム運用・保守の統一性を図り、情報保全の確実性を高めながら運用をおこなってきた。

このように長きにわたって運用してきた汎用電子計算機であるが、令和2年1月に、基幹業務の根幹である「住民記録」「税」「国民健康保険」業務を、クラウドを利用したパッケージシステムに移行した。今後は、システムの安定的な運用や情報セキュリティの向上などを目的として、パッケージシステムの利用およびクラウド化を推進していき、汎用電子計算機は令和4年度を目途に廃止する。

制度面においては、平成28年からマイナンバー制度の運用が開始された。今後マイナンバー制度は、社会保障、税制度等の行政手続きだけにとどまらず、マイナポイント付与に代表されるような市民サービスのために一層拡充されていくことが想定される。

2 住民記録・税・国民健康保険システムのクラウド化

昨今の法改正へのプログラム改修への対応などのシステム維持管理事務の負担の軽減等を目的として、汎用電子計算機からパッケージシステムへ移行した。また、情報セキュリティの向上やシステム保守管理経費等の削減のため庁舎外のデータセンターを利用し、クラウド化を行った。

なお、汎用電子計算機で稼働している福祉・医療系のシステムについても令和5年1月にクラウド化する。

(主な利用業務)

- | | |
|---------------|-----------|
| ・住民記録業務 | ・印鑑登録業務 |
| ・国民年金業務 | ・国民健康保険業務 |
| ・住民税（個人・法人）業務 | ・事業所税業務 |
| ・軽自動車税業務 | ・税収納業務 |

VI 統計事務

1 統計事務の概要

本市では、法定受託事務として、各種基幹統計調査を実施するとともに、統計調査員の確保及び資質向上を図るため、「川越市統計調査員希望者確保対策要綱」を定め、調査を円滑に実施するための体制づくりに努めている。

また、各種統計資料を収集し、行政関連業務統計・各種基幹統計調査結果を中心に編集した「統計かわごえ」と、年齢別・町字別の「人口統計」を作成し、本市の基礎的な行政資料にするとともに一般利用者にもホームページ・冊子等で公開している。

基幹統計調査

国・県の委託を受け実施する統計調査は以下のとおりである。(○印は令和4年度実施)

統計調査名	実施者	調査周期
国勢調査	総務省	5年毎
経済センサス	総務省・経済産業省	5年毎
○ 学校基本調査	文部科学省	毎年
住宅・土地統計調査	総務省	5年毎
○ 住宅・土地統計調査単位区設定	総務省	5年毎
○ 就業構造基本調査	総務省	5年毎
全国家計構造調査	総務省	5年毎
農林業センサス	農林水産省	5年毎

総 務 部

I 情報公開と個人情報保護

1 情報公開

市民の請求を受け、市が持っている情報（公文書）を公開する制度である。これにより、市の諸活動について説明する責務が全うされるようにするとともに、市民参加を実りあるものとし、市政の公正な執行と、市民の信頼の確保に努め、よりいっそう開かれた市政を進めていくことを目指している。

請求・申出の処理件数

		受付件数	全部公開	部分公開	非公開	取 下 げ
令和元年度	請求	149	60	43	34	12
	申出	80	29	42	3	6
	合計	229	89	85	37	18
令和2年度	請求	109	54	22	25	8
	申出	54	19	20	2	13
	合計	163	73	42	27	21
令和3年度	請求	94	59	14	11	10
	申出	106	69	19	3	15
	合計	200	128	33	14	25

〔 請求：平成9年4月1日以後に市が作成又は取得した公文書の公開を請求権者が求めること。〕
〔 申出：請求以外の場合 〕

2 個人情報保護

市が取り扱う個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、市民の請求を受け、市が持っている自己に関する個人情報の開示、訂正等を行う制度である。これにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政を進めていくことを目指している。

開示・訂正等請求の処理件数

	受付件数	全部開示・訂正等	部分開示・訂正等	不開示・訂正等不可	取 下 げ
令和元年度	237	46	28	161	2
令和2年度	398	45	37	313	3
令和3年度	448	73	52	321	2

Ⅱ 市 職 員

1 特 別 職

(1) 歴代三役

① 市 長

(令和4年4月1日現在)

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	綾 部 利右エ門	大正 11. 12. 1	大正 12. 2.	16	加 藤 瀧 二	昭和 40. 9. 19	昭和 44. 9. 18
2	武 田 熊 蔵	" 12. 8. 1	昭和 2. 7. 31	17	"	" 44. 9. 19	" 48. 9. 18
3	寺 尾 規矩郎	昭和 2. 9. 22	" 6. 9. 21	18	"	" 48. 9. 19	" 52. 9. 18
4	林 寿 夫	" 6. 10. 13	" 7. 1. 15	19	"	" 52. 9. 19	" 56. 1. 7
5	早 川 金十郎	" 7. 3. 1	" 10. 8. 13	20	川 合 喜 一	" 56. 2. 8	" 60. 2. 7
6	橋 本 定五郎	" 10. 8. 17	" 14. 8. 16	21	"	" 60. 2. 8	平成 元. 2. 7
7	伊 達 徳次郎	" 14. 8. 24	" 18. 8. 23	22	"	平成 元. 2. 8	平成 5. 2. 7
8	渋 谷 塊 一	" 18. 9. 14	" 20. 3. 16	23	舟 橋 功 一	" 5. 2. 8	" 9. 2. 7
9	河 合 正 臣	" 20. 4. 21	" 21. 8. 16	24	"	" 9. 2. 8	" 13. 2. 7
10	伊 藤 泰 吉	" 21. 10. 7	" 22. 3. 22	25	"	" 13. 2. 8	" 17. 2. 7
11	"	" 22. 4. 5	" 26. 4. 4	26	"	" 17. 2. 8	" 21. 2. 7
12	"	" 26. 5. 5	" 30. 5. 4	27	川 合 善 明	" 21. 2. 8	" 25. 2. 7
13	"	" 30. 5. 5	" 34. 5. 4	28	"	" 25. 2. 8	" 29. 2. 7
14	"	" 34. 5. 5	" 38. 5. 4	29	"	" 29. 2. 8	令和 3. 2. 7
15	"	" 38. 5. 5	" 40. 7. 31	30	"	令和 3. 2. 8	

② 助 役 ・ 副 市 長 (平成19年4月1日から)

(令和4年4月1日現在)

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	早 川 金十郎	大正 11. 12. 1	大正 12. 8. 12	20	川 合 喜 一	昭和 52. 12. 26	昭和 56. 1. 29
2	"	" 12. 10. 13	昭和 2. 10. 12	21	石 川 計 一	" 56. 3. 28	" 60. 3. 27
3	"	昭和 2. 10. 24	" 6. 10. 23	22	"	" 60. 3. 28	平成 元. 3. 27
4	東 山 栄三郎	" 6. 11. 18	" 10. 10. 9	23	村 上 貞 夫	" 63. 7. 5	" 4. 7. 4
5	伊 達 徳次郎	" 10. 11. 22	" 14. 8. 24	24	石 川 計 一	平成 元. 3. 29	" 2. 10. 4
6	奥 平 巧	" 14. 10. 18	" 18. 10. 17	25	藤 田 信 明	" 2. 12. 26	" 6. 12. 25
7	"	" 18. 10. 18	" 20. 5. 3	26	村 上 貞 夫	" 4. 7. 5	" 8. 7. 4
8	西 朴	" 20. 5. 4	" 21. 7. 5	27	藤 田 信 明	" 6. 12. 26	" 10. 12. 25
9	畑 尾 源太郎	" 21. 8. 8	" 22. 1. 4	28	初 野 敬 彦	" 10. 12. 24	" 14. 10. 29
10	恩 田 得 也	" 22. 6. 27	" 23. 2. 25	29	藤 田 信 明	" 10. 12. 26	" 13. 2. 7
11	岸 藤三郎	" 23. 2. 26	" 27. 2. 25	30	細 田 照 文	" 15. 3. 24	" 19. 3. 23
12	荒 井 益 美	" 28. 6. 1	" 32. 5. 31	31	井 上 晶 子	" 15. 4. 1	" 18. 3. 31
13	新 井 正 義	" 34. 7. 6	" 38. 7. 5	32	細 田 照 文	" 19. 3. 24	" 20. 11. 14
14	"	" 38. 7. 6	" 42. 7. 5	33	大 野 英 夫	" 21. 4. 1	" 24. 3. 31
15	都 築 肇	" 41. 7. 1	" 45. 6. 30	34	石 川 稔	" 21. 4. 1	" 23. 3. 31
16	"	" 45. 7. 1	" 48. 5. 2	35	宍 戸 信 敏	" 23. 4. 1	" 25. 3. 31
17	渋 谷 庄 次	" 48. 5. 14	" 52. 5. 13	36	風 間 清 司	" 24. 7. 1	" 28. 3. 31
18	川 合 喜 一	" 48. 12. 26	" 52. 12. 25	37	奥 山 秀	" 25. 4. 1	" 27. 3. 31
19	渋 谷 庄 次	" 52. 5. 14	" 56. 1. 5	38	栗 原 薫	" 28. 4. 1	令和 2. 3. 31

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
39	板東博之	平成 28. 4. 1	平成 30. 3. 31	41	栗原 薫	令和 2. 4. 1	
40	宍戸信敏	" 30. 4. 10	令和 4. 4. 9	42	宮本一彦	" 4. 4. 10	

③ 収入役

(平成 20 年 12 月 31 日まで在任)

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	林 之 定	大正 11. 12. 1	大正 12. 10. 13	13	但 木 敬 吾	昭和 39. 10. 1	昭和 43. 9. 30
2	豊 田 熊次郎	" 12. 10. 13	昭和 2. 10. 12	14	"	" 43. 10. 1	" 47. 9. 30
3	"	昭和 2. 10. 24	" 6. 10. 23	15	"	" 47. 10. 1	" 48. 7. 23
4	奥 平 巧	" 6. 11. 5	" 10. 11. 4	16	須ヶ間 太 平	" 48. 11. 2	" 52. 11. 1
5	"	" 10. 11. 22	" 14. 10. 18	17	"	" 52. 11. 2	" 54. 12. 14
6	佐々木 彦 吉	" 14. 11. 6	" 18. 11. 5	18	松 本 博 吉	" 56. 3. 28	" 60. 3. 27
7	"	" 18. 11. 11	" 20. 5. 3	19	"	" 60. 3. 28	平成 元. 3. 27
8	畑 尾 源太郎	" 20. 5. 10	" 21. 8. 8	20	"	平成 元. 3. 29	" 5. 3. 28
9	小 峰 伊三郎	" 21. 10. 24	" 25. 10. 23	21	"	" 5. 3. 29	" 9. 3. 28
10	新 井 長 治	" 26. 10. 8	" 30. 10. 7	22	福 島 忠 雄	" 9. 3. 29	" 13. 3. 28
11	但 木 敬 吾	" 31. 9. 27	" 35. 9. 26	23	坂 口 一 雄	" 13. 6. 27	" 17. 6. 26
12	"	" 35. 10. 1	" 39. 9. 30	24	井 上 勇	" 17. 9. 29	" 20. 12. 31

(2) 報酬・給料

① 常勤の特別職等の給料

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

職 名	支給区分	給料額 (円)
市 長	月額	1,073,000
副市長	月額	896,000
常勤の監査委員	月額	563,000
上下水道事業管理者	月額	540,000
教育長	月額	801,000

② 非常勤の特別職の報酬

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

種 類	支給区分	報酬額 (円)
教育委員会 委員	月額	79,800
選挙管理委員会 委員長 委員	月額	44,700
		34,400
公平委員会 委員長 委員	年額	81,900
		66,800
監査委員 代表監査委員 識見を有する者のうちから選任された委員 市議会議員のうちから選任された委員	月額	103,700
		94,600
		46,700

種 類		支給区分	報酬額 (円)	
執行機関	農業委員会	会長	月額	77,200
		会長代理	月額	51,900
		委員	月額	42,800
	固定資産評価審査委員会	委員長	日額	9,000
		委員	日額	8,000
投票所の投票管理者		日額	12,800	
期日前投票所の投票管理者		日額	11,300	
開票管理者		一回	10,800	
選挙長		一回	10,800	
投票所の投票立会人		日額	10,900	
期日前投票所の投票立会人		日額	9,600	
開票立会人		一回	8,900	
選挙立会人		一回	8,900	
農地利用最適化推進委員		月額	42,800	
附属機関	いじめ問題再調査委員会	委員長	日額	15,000
		副委員長	日額	13,000
		委員	日額	12,000
	介護給付費等支給審査会の委員		日額	16,000
	介護認定審査会の委員		日額	16,000
	開発審査会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	感染症診査協議会の委員		日額	16,000
	行政不服審査会	会長	日額	15,000
		副会長	日額	13,000
		委員	日額	12,000
	建築審査会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	建築紛争調停委員会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
公務災害補償等審査会	会長	日額	15,000	
	委員	日額	12,000	
個人情報保護審査会	会長	日額	15,000	
	副会長	日額	13,000	

種 類		支給区分	報酬額 (円)
個人情報保護審査会	委員	日額	12,000
災害弔慰金等審査委員会の委員		日額	16,000
社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の委員 及び臨時委員		日額	16,000
小児慢性特定疾病審査会の委員		日額	16,000
情報公開審査会	会長	日額	15,000
	副会長	日額	13,000
	委員	日額	12,000
特定教育・保育施設等重大事 故検証委員会	委員長	日額	15,000
	副委員長	日額	13,000
	委員	日額	12,000
廃棄物処理施設設置等調整委員会	会長	日額	15,000
	委員	日額	12,000
廃棄物処理施設専門委員会	委員長	日額	15,000
	委員	日額	12,000
予防接種健康被害調査委員会の委員		日額	16,000
いじめ問題対策委員会	委員長	日額	8,000
	副委員長	日額	7,100
	委員	日額	6,900
医療問題協議会	会長	日額	8,000
	副会長	日額	7,100
	委員及び専門委員	日額	6,900
公の施設指定管理者選定委員会	委員長	日額	8,000
	副委員長	日額	7,100
	委員	日額	6,900
介護保険事業計画等審議会	会長	日額	8,000
	副会長	日額	7,100
	委員	日額	6,900
学校給食センター運営委員会	会長	日額	8,000
	副会長	日額	7,100
	委員	日額	6,900
学校運営協議会	会長	日額	教育委員会が定める額
	副会長	日額	教育委員会が定める額

	種 類	支給区分	報酬額 (円)	
附属機関	学校運営協議会	委員	教育委員会が定める額	
	学校評議員	日額	3,000	
	川越高等学校教育審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	川越氷川祭の山車行事山車等 修理検討委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	河越館跡整備検討委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	環境審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	観光振興計画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	教育振興基本計画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	協働事業審査委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	健康づくり推進協議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	公共調達審議会	会長	日額	8,000
委員		日額	6,900	
交通政策審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
公民館運営審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
公務災害補償等認定委員会	委員長	日額	8,000	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)
附属機関	公務災害補償等認定委員会	委員	日額 6,900
	国際化基本計画審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
	国際化基本計画審議会	委員	日額 6,900
	国民健康保険運営協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	国民保護協議会	委員	日額 6,900
	個人情報保護審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	小堤集会所運営委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	産業振興審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	山王塚古墳調査検討委員会	委員長	日額 8,000
		副委員長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	児童館運営委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	し尿処理審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	社会福祉審議会	委員長	日額 8,000
		副委員長	日額 7,100
		委員及び臨時委員	日額 6,900
	就学支援委員会	委員長	日額 8,000
		副委員長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	生涯学習基本計画審議会	会長	日額 8,000
副会長		日額 7,100	
委員		日額 6,900	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)	
附属機関	障害者施策審議会	会長	日額 8,000	
		副会長	日額 7,100	
		委員	日額 6,900	
	上下水道局営業業務委託事業者選定委員会	委員長及び委員	日額	上下水道事業管理者が定める額
	上下水道事業経営審議会	会長、副会長及び委員	日額	上下水道事業管理者が定める額
	少年指導センター運営委員会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	スポーツ推進審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額	8,000
		委員	日額	6,900
	総合計画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	総合福祉センター運営協議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	退職手当審査会	会長	日額	8,000
		委員	日額	6,900
男女共同参画審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
地域包括支援センター等運営協議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
伝統的建造物群保存地区保存審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
同和对策審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
特別職報酬等審議会	会長	日額	8,000	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)
附属機関	特別職報酬等審議会	委員	日額 6,900
	都市計画審議会	会長	日額 8,000
		委員、臨時委員及び専門委員	日額 6,900
	都市景観審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び専門委員	日額 6,900
	都市再生整備計画審議会	会長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	図書館協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	土地区画整理審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	入札監視委員会	委員長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	農業集落排水施設使用料等審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	農業振興審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	廃棄物減量等推進審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	博物館協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	初雁公園基本計画審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
委員		日額 6,900	
美術館協議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
美術館美術品等選考評価委員会	委員長	日額 8,000	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)
附属機関	美術館美術品等選考評価委員会	副委員長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	人・農地プラン検討委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	文化芸術振興計画審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	文化財保護審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	保育所入所選考審査会	会長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	防災会議	委員及び専門委員	日額 6,900
	放置自転車対策審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び臨時委員	日額 6,900
	ホテル等建築審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び臨時委員	日額 6,900
民生委員推薦会	委員長	日額 8,000	
	委員	日額 6,900	
幼児教育振興審議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
歴史的風致維持向上協議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員及び専門委員	日額 6,900	
老人ホーム入所判定委員会	委員長	日額 8,000	
	委員	日額 6,900	
学校医		年額	306,000 以内
		日額	33,000 (就学時の健康診断に従事し 場合に限る。)
学校歯科医		年額	306,000 以内

種 類		支給区分	報酬額 (円)
学校歯科医		日額	33,000 (就学時の健康診断に従事した場合に限る。)
学校薬剤師		年額	173,700
産業医		月額	100,000
児童発達支援センター嘱託医		日額	36,000
社会教育委員	議長	年額	61,900
	副議長	年額	59,100
	委員	年額	57,100
スポーツ推進委員		年額	22,600
生活保護嘱託医		月額	81,300 以内
保育園嘱託医		日額	43,500
その他の非常勤の特別職		日額34,200円を超えない範囲内において、規則で定める額	

2 一 般 職

(1) 職 員 数

① 定数と現員

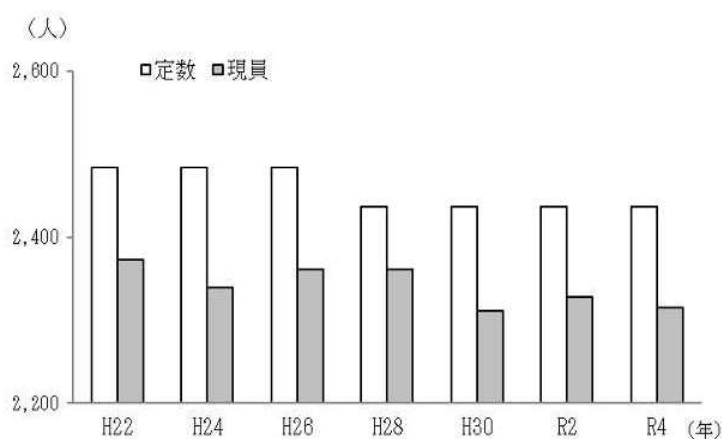
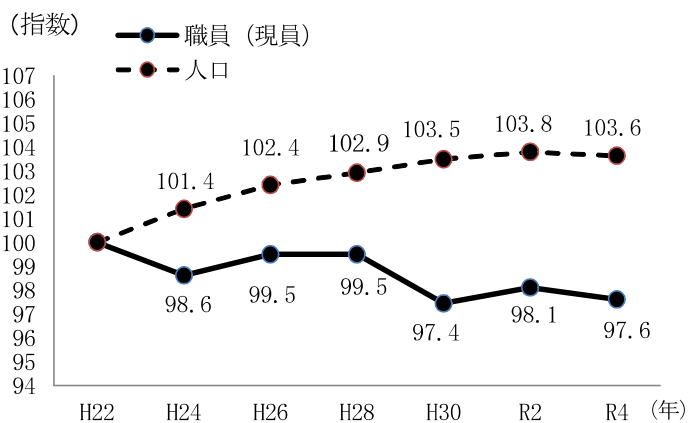
(令和4年4月1日現在)

事務部局	条例定数 (人)	現 員 (人)					性 別 (人)	
		事務職員	技術職員	技能労務職員	教育職員	計	男	女
市 長	1,787	1,270	292	189	0	1,751	1,032	719
市 議 会	15	13	0	0	0	13	9	4
上下水道	156	50	64	20	0	134	112	22
教 委	447	230	10	108	44	392	235	157
選 管	9	6	0	0	0	6	5	1
監 査	9	7	1	0	0	8	6	2
農 委	12	12	0	0	0	12	9	3
公 平	2	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,437	1,588	367	317	44	2,316	1,408	908

※ 条例定数には、再任用短時間勤務職員を含まず、現員には含む(②において同じ)。

② 職員数の推移 (基準日 各年4月1日)

		平成30年	令和2年	令和4年
市長	定数	1,787	1,787	1,787
	現員	1,745	1,763	1,751
市議会	定数	15	15	15
	現員	13	13	13
上下水道	定数	156	156	156
	現員	139	138	134
教委	定数	447	447	447
	現員	390	388	392
選管	定数	9	9	9
	現員	5	6	6
監査	定数	9	9	9
	現員	8	8	8
農委	定数	12	12	12
	現員	12	12	12
公平	定数	2	2	2
	現員	0	0	0
合計	定数	2,437	2,437	2,437
	現員	2,312	2,328	2,316
一般行政職員数		1,270	1,308	1,336
職員1人あたりの市民数		152	152	152
一般行政職員1人あたりの市民数		277	270	264
市民数		352,418	353,456	352,896



(2) 給与

① 行政職給料表級別基準職務表

(令和4年4月1日現在)

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	副主幹の職務
6 級	副課長又は主幹の職務
7 級	課長又は副参事の職務
8 級	副部長又は参事の職務
9 級	部長又は理事の職務

② 平均給料

(令和4年4月1日現在)

	職員数(人)	平均給(円)	男性職員		女性職員		
			職員数(人)	平均給(円)	職員数(人)	平均給(円)	
行政職	1 級	157	201,401	59	199,063	98	203,001
	2 級	243	220,598	107	221,721	136	219,714
	3 級	304	256,827	167	257,109	137	256,482
	4 級	552	343,849	307	341,305	245	347,037
	5 級	223	363,476	164	361,577	59	368,753
	6 級	190	397,181	123	395,417	67	400,418
	7 級	70	434,006	55	434,302	15	432,920
	8 級	49	462,500	47	462,321	2	466,700
	9 級	19	502,421	17	503,818	2	490,550
	計	1,807	316,665	1,046	330,117	761	298,175
医療職(一)	3	560,833	2	570,700	1	541,100	
医療職(二)	50	323,724	12	344,100	38	317,289	
技能労務職	296	329,046	209	336,137	87	312,010	
企業職(一)	116	328,924	92	335,424	24	304,008	
企業職(二)	19	355,300	19	355,300	0	—	
教育職	44	364,650	30	362,663	14	368,907	
合計	2,335	320,527	1,410	332,847	925	301,746	

※ 他の団体から給料を支給されている職員及び再任用短時間勤務職員を除く。

③ 期末勤勉手当

(令和4年4月1日現在)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6 月	1.20 月	0.950 月	2.150 月
12 月	1.20 月	0.950 月	2.150 月
計	2.40 月	1.90 月	4.30 月

④ 管理職手当

(令和4年4月1日現在)

職名	手当月額
部長、局長、秘書広報監、危機管理監、保健所長、会計管理者、議会事務局長	75,000 円
副部長、参事、副局長、副危機管理監、法務統括監、保健所副所長、議会事務局副事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長	61,000 円
課長、室長、防災危機管理室長、場長、副参事、法務監、市民センターの所長、児童発達支援センター所長、新河岸駅周辺地区整備事務所長、美術館長、選挙管理委員会事務局副事務局長、監査委員事務局副事務局長、農業委員会事務局副事務局長、事務長、中央図書館長、上下水道管理センター所長	55,000 円
副課長、副室長(課内室の副室長を除く。)、主幹、統括幹、調整幹、所長、館長、園長、副所長、副場長、美術館副館長、歯科医師、中央公民館副館長、中央図書館副館長	45,000 円

(3) 職員研修

① 研修体系

(令和4年度)

研修分類		研修名
(1) 自主研修		1 自主研究グループ活動支援 2 通信教育講座 3 eラーニング
(2) 職場研修		1 個別指導、集団指導、職場会議 2 新規採用職員OJT
(3) 職場外研修	① 基本研修 (階層別研修)	1 新規採用職員研修(前期、後期、フォローアップ) 2 一般職員研修Ⅰ(一般課程) 3 一般職員研修Ⅰ(行政法課程) 4 一般職員研修Ⅱ 5 一般職員研修Ⅲ 6 管理監督者研修Ⅰ 7 管理監督者研修Ⅱ 8 管理監督者研修Ⅲ 9 技能労務職員研修Ⅰ 10 技能労務職員研修Ⅱ
	② 専門研修	1 政策形成能力向上研修(令和4年度は実施しない) 2 マネジメント能力向上研修 3 コミュニケーション能力向上研修 4 業務遂行能力向上研修
	③ 特別研修	1 トップセミナー(令和4年度は実施しない) 2 育休復帰支援セミナー 3 女性リーダーミーティング 4 仕事と家庭の両立支援講座 5 ハラスメント研修 6 コンプライアンス研修 7 再任用職員研修 8 手話研修(令和4年度は実施しない) 9 交通安全研修 10 労働安全衛生研修(令和4年度は実施しない) 11 昇任者社会資本マネジメント研修 12 昇任者人権問題研修 13 昇任者環境問題研修 14 危機管理研修 15 地方分権改革研修 16 人権問題研修 17 協働研修 18 男女共同参画職員研修 19 普通救命講習 20 環境マネジメント研修
	④ 技術研修	1 技術職員研修 2 保健師現任教育研修

研修分類		研修名
	⑤ 派遣研修	<p>【派遣予定研修機関】</p> <p>1 国土交通大学校</p> <p>2 市町村職員中央研修所</p> <p>3 全国建設研修センター</p> <p>4 自治人材開発センター</p> <p>5 総務省統計研究研修所</p> <p>6 実務研修派遣（他団体）</p> <p>7 日本経営協会</p> <p>8 その他研修機関</p>

② 研修対象及び内容

(令和4年度)

研 修 名	対 象	内 容	日 数
自主研究グループ活動支援	全 職 員	自己啓発学習に対する支援	随 時
通 信 教 育 講 座	全 職 員	自己啓発学習に対する支援	随 時
e ラ ー ニ ン グ	全 職 員	自己啓発学習に対する支援	随 時
新 規 採 用 職 員 研 修 (前期、後期、フォローアップ)	新 規 採 用 職 員	市職員としての基礎的知識の習得、福祉施設体験	9 日
一 般 職 員 研 修 I (一 般 課 程)	主 事 相 当 職 昇 任 者	職務遂行能力の向上と自己啓発意欲の向上	3 日
一 般 職 員 研 修 I (行 政 法 課 程)	主 事 相 当 職 昇 任 者	専門的行政知識の習得	2 日
一 般 職 員 研 修 II	主 任 相 当 職 昇 任 者	組織における役割の認識及び業務意欲の向上	4 日
一 般 職 員 研 修 III	主 査 相 当 職 昇 任 者	職場のリーダーとしての役割、立場の認識	3 日
管 理 監 督 者 研 修 I	副 主 幹 相 当 職 昇 任 者	監督者としての心構えの習得及び指揮・監督能力の向上	4 日
管 理 監 督 者 研 修 II	副 課 長 相 当 職 昇 任 者	経営管理 (マネジメント) に関する基礎知識の習得	4 日
管 理 監 督 者 研 修 III	課 長 相 当 職 昇 任 者	行政経営能力の習得、上級管理者としての意識向上	2 日
技 能 労 務 職 員 研 修 I	技 能 労 務 職 員	公務員倫理、労働安全衛生、ハラスメント	1 日
技 能 労 務 職 員 研 修 II (マネジメント能力向上研修)	上 席 の 技 能 労 務 職 員	公務員としての自覚、立場と役割、職場コミュニケーション	1 日
O J T 受 入 担 当 者 研 修	新 規 採 用 職 員 (行 政 職) 受 入 担 当 者	新規採用職員の育成指導にあたり必要なスキルの習得	1 日
課 長 級 実 務 能 力 向 上 研 修 (コミュニケーション能力向上研修)	課 長 相 当 職	地方自治法に関する理解、知識等の習得	1 日
説 明 力 向 上 研 修 (業務遂行能力向上研修)	全 職 員	相手の理解・納得性を高めるスキルの習得、コミュニケーション能力の向上	1 日
法 制 執 務 研 修	副 主 幹 相 当 職 以 下 の 者 等	法制執務に関する専門的知識の習得	2 日
育 休 復 帰 支 援 セ ミ ナ ー	関 係 職 員	育児休業の取得及び職場復帰に向けての不安等の解消及び必要な情報提供	1 日
女 性 リ ー ダ ー ミ ー テ ィ ン グ	副 主 幹 相 当 職 か ら 副 課 長 相 当 職 ま で の 女 性 職 員	女性活躍推進法の理解及び女性リーダーの意見交換	2 日
仕 事 と 家 庭 の 両 立 支 援 講 座	所 属 長	職員の仕事と家庭の両立を支援するための所属長としての心がけや意識の醸成	1 日
ハ ラ ス メ ン ト 研 修	副 主 幹 相 当 職 昇 任 者	ハラスメントについての正しい理解と適切に対応するための知識や考え方の習得	1 日
コ ン プ ラ イ ア ン ス 研 修	副 課 長 相 当 職	コンプライアンスの必要性、リスク管理体制の重要性に関する知識の習得	1 日
再 任 用 職 員 研 修	再 任 用 職 員	組織における役割の認識及び能力発揮のための意識改革	1 日
交 通 安 全 研 修	関 係 職 員	安全運転に必要な意識及び技術の向上	1 日
昇 任 者 社 会 資 本 マ ネ ジ メ ン ト 研 修	関 係 職 員	社会資本マネジメントに対する知識及び意識の習得	1 日
昇 任 者 人 権 問 題 研 修	関 係 職 員	人権問題への正しい理解と認識を深め人権意識を向上	1 日
昇 任 者 環 境 問 題 研 修	関 係 職 員	環境問題を正しく理解し環境負荷軽減の知識を習得	1 日
危 機 管 理 研 修	課 長 相 当 職 以 上 の 者	危機管理に関する職員の意識の高揚と能力の向上を図る	1 日
地 方 分 権 改 革 研 修	関 係 職 員	地方分権に取り組むための基本的な考えを学ぶ	1 日
人 権 問 題 研 修	全 職 員	人権問題に関する講演会	1 日
協 働 研 修	全 職 員	市民と行政の協働によるまちづくり推進のための考え方の習得	1 日
男 女 共 同 参 画 職 員 研 修	関 係 職 員	男女共同参画に対する理解を深める講演会	1 日

研 修 名	対 象	内 容	日 数
普 通 救 命 講 習	全 職 員	救命に必要な心肺蘇生法やAEDの操作等の習得	1 日
環 境 マ ネ ジ メ ン ト 研 修	全 職 員	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築 法を学ぶ	1 日
技 術 職 員 研 修	技 術 職 員	技術職員の技能向上及び専門知識の習得	随時
保 健 師 現 任 教 育 研 修	保 健 師	保健師の資質向上	随時
国 土 交 通 大 学 校 主 催 研 修	関 係 職 員	技術部門の職員を対象に高度な専門知識の習得	3～12 日
市 町 村 職 員 中 央 研 修 所 主 催 研 修	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	3～11 日
全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー 主 催 研 修	関 係 職 員	技術部門の職員を対象に高度な専門知識の習得	2～11 日
自 治 人 材 開 発 セ ン タ ー 主 催 研 修	関 係 職 員	講師養成研修、選択研修、特別研修等	1～4 日
総 務 省 統 計 研 究 研 修 所 主 催 研 修	関 係 職 員	統計に関する専門知識の習得	2～5 日
実 務 研 修 派 遣 (他 団 体)	関 係 職 員	国・県へ派遣し、他団体の実務を習得	1～2 年
日 本 経 営 協 会	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	1～3 日
そ の 他 専 門 教 育 機 関 主 催 の 研 修	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	随時

※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部研修の実施を見送りとした。また、一部科目についてオンライン研修を実施。

(4) 職員の健康管理

職員の心身の健康を確保するため、各種健康診断等及び各種相談事業を行っている。

健康診断等（主なもの）

事 業 名	対 象	内 容
定 期 健 康 診 断	全 職 員	労働安全衛生法等に基づく健康診断
特 別 健 康 診 断	特 定 業 務 従 事 者	労働安全衛生法等に基づく健康診断
採 用 時 健 康 診 断	新 規 採 用 職 員	労働安全衛生法等に基づく健康診断
ス ト レ ス チ ェ ッ ク	全 職 員	労働安全衛生法等に基づく検査

健康相談

事 業 名	対 象	内 容
メ ン タ ル ヘ ル ス 相 談	全 職 員	臨床心理士によるメンタルヘルス相談
産 業 医 に よ る 健 康 相 談	全 職 員	産業医による心身の健康相談
保 健 師 に よ る 健 康 相 談	全 職 員	保健師による心身の健康相談
ハ ラ ス メ ン ト の 相 談	全 職 員	相談員等による各種ハラスメントの相談

Ⅲ 契 約 事 務

市が発注する建設工事や工事業務委託、物品等を購入する際の入札など契約に関する業務を行っている。適正な契約事務を執行するため、競争入札参加資格審査を行い、入札、契約等を各課からの依頼に基づき行っており、契約方法は、競争入札による契約と随意契約を採用している。

1 競争入札参加資格登録業者数

業 種	平成 29 年度～30 年度			令和元年度～2 年度			令和 3 年度～4 年度		
	市内業者	市外業者	計	市内業者	市外業者	計	市内業者	市外業者	計
建 設 工 事	239	1,472	1,711	236	1,468	1,704	247	1,589	1,836
設計・調査・測量	68	1,054	1,122	72	1,026	1,098	77	1,123	1,200
土木施設維持管理	96	294	390	96	287	383	103	310	413
維持管理業務	278	1,294	1,572	276	1,317	1,593	262	1,406	1,668
建 設 資 材	19	53	72	20	58	78	20	52	72
物 品	263	818	1,081	264	809	1,073	261	884	1,145
合 計	963	4,985	5,948	964	4,965	5,929	970	5,364	6,334

2 建設工事、工事業務委託

建設工事・工事業務委託契約の推移

区 分		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
建 設 工 事	土 木 工 事	46	868,860	36	850,001	33	507,446
	建 築 工 事	35	2,150,873	23	706,913	16	1,067,121
	電 気 工 事	15	391,908	8	203,733	12	146,445
	舗 装 工 事	18	278,035	10	207,007	7	109,188
	そ の 他 工 事	60	3,149,738	58	2,356,127	39	874,267
	小 計	174	6,839,417	135	4,323,782	107	2,704,468
工 事 業 務 委 託		75	264,369	63	192,549	45	161,234
合 計		249	7,103,786	198	4,516,332	152	2,865,702

※ 千円未満は切り捨てとしたため、合計が一致しない場合がある。

3 電子入札制度

入札の透明性を確保及び事務の効率化を図るため、インターネットを利用した電子入札を推進している。なお、この電子入札は、埼玉県電子入札共同システムにより、埼玉県及び県内市町等と共同で運用している。

電子入札活用実績の推移

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
建 設 工 事	166	4,481,281	116	3,828,537	94	2,292,181
工 事 業 務 委 託	75	264,369	62	170,549	45	161,234

※ 千円未満は切り捨て。

4 小規模修理・修繕等契約希望者登録制度

小規模な修理・修繕等契約について、市内の小規模事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的とした制度である。

契約の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
611	37,219,475	619	35,818,651	451	16,869,126

登録業者数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度
87	97	61

5 物品調達

物品調達の集中管理と事務手続きの合理化によって適正な執行を行っている。

物品購入契約の推移

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
消 耗 品 費	1,368	296,948	1,488	526,825	1,296	519,295
印 刷 製 本 費	464	94,174	400	82,847	387	87,871
備 品 購 入 費	631	236,531	771	1,698,450	577	202,470
そ の 他	80	20,433	64	21,580	65	15,151
合 計	2,543	648,086	2,723	2,329,702	2,325	824,787

※ 千円未満は切り捨てとしたため、合計が一致しない場合がある。

IV 工事検査

1 工事検査

川越市が発注する建設工事のうち請負契約金額が500万円以上の工事を対象に、工事目的物が契約内容どおり完成されているかを確認するため、契約書類、出来形管理基準及び品質管理基準等に基づき工事検査を実施している。

2 工事成績評定

請負契約金額が500万円以上の工事を対象とし「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の基本理念に基づき工事成績評定を行っている。

川越市建設工事成績評定要領

工事成績評定は、厳正かつ的確な評定を実施することにより受注者の適正な選定及び指導育成並びに建設産業の健全な発展を図るため、「川越市建設工事成績評定要領」を定め実施している。

評定は、施工状況、施工体制の把握等の評価を含め幅広い観点から客観的に行い、評価段階の細分化などにより、きめ細かい評価となっている。評定結果は受注者へ通知するとともに、閲覧により公開している。

なお、受注者から評定の結果に対し説明の申し出があった場合は、建設工事成績評定委員会において審議が行われる。

V 人 権 推 進

「人権の世紀」といわれる 21 世紀、わが国にはさまざまな人権問題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）が存在している。これらの人権問題の解決を図るため、人権推進課では、人権に関する各関係部署と連携を図り、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等を踏まえ、「第四次川越市総合計画」に基づき、人権に関する諸施策を推進し、差別のない明るい社会の実現をめざす。

1 人権啓発事業の内容

人権問題の正しい理解と早期解決のために下記に示した啓発事業を実施する。（教育委員会で実施している事業は除く。）

事 業 名	内 容
人権問題講演会	市民、市内企業等を対象に、人権問題に関する講演会を開催
人権啓発用品の作成・配布	人権啓発用品を作成し、講演会、公共施設等で配布
人権啓発冊子等の配布	人権啓発冊子等を講演会、公共施設等で配布
人権啓発ポスターの作成	人権啓発ポスターを作成し、掲示を自治会等に依頼し、市の掲示板に掲示
人権啓発映画の貸し出し	人権啓発映画を購入し、学校や各関係機関が実施する研修会用に無料で貸し出し
人権週間等における駅頭啓発	市内の駅において人権啓発用品を配布
研修会の企画及び講師派遣・相談	各関係機関が実施する研修会企画等の相談に応じる

財政部

I 予算

1 各会計予算総括表

(単位：千円)

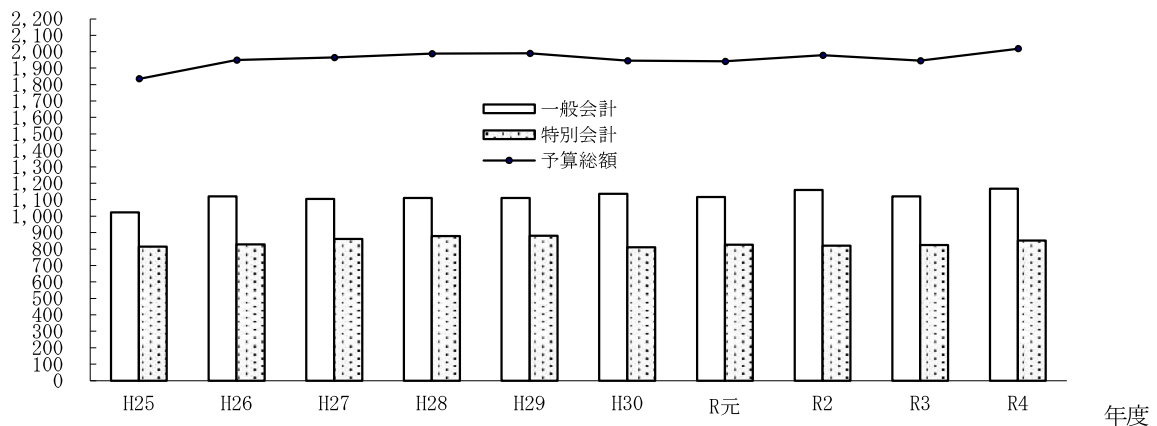
会計別	年度	令和2年度当初予算			令和3年度当初予算			令和4年度当初予算		
		予算額	対前年度増減額	対前年度増減率(%)	予算額	対前年度増減額	対前年度増減率(%)	予算額	対前年度増減額	対前年度増減率(%)
一般会計		115,850,000	4,300,000	3.9	112,070,000	△3,780,000	△3.3	116,720,000	4,650,000	4.1
特別会計	国民健康保険事業	33,128,300	△1,612,600	△4.6	33,423,000	294,700	0.9	33,794,000	371,000	1.1
	後期高齢者医療事業	4,674,000	253,800	5.7	4,712,100	38,100	0.8	5,315,100	603,000	12.8
	歯科診療事業	85,100	3,500	4.3	78,900	△6,200	△7.3	78,500	△400	△0.5
	介護保険事業	24,087,200	413,300	1.7	24,189,300	102,100	0.4	25,141,800	952,500	3.9
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	91,100	6,100	7.2	75,600	△15,500	△17.0	75,700	100	0.1
	川越駅東口公共地下駐車場事業	116,300	△19,200	△14.2	112,800	△3,500	△3.0	112,800	0	0.0
	農業集落排水事業	148,200	900	0.6	155,900	7,700	5.2	224,800	68,900	44.2
	水道事業	9,940,952	△165,296	△1.6	10,222,235	281,283	2.8	10,701,338	479,103	4.7
	公共下水道事業	9,799,326	534,548	5.8	9,509,051	△290,275	△3.0	9,744,615	235,564	2.5
	特別会計小計	82,070,478	△584,948	△0.7	82,478,886	408,408	0.5	85,188,653	2,709,767	3.3
総計		197,920,478	3,715,052	1.9	194,548,886	△3,371,592	△1.7	201,908,653	7,359,767	3.8

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

予算額

億円

予算の推移 (10年間)

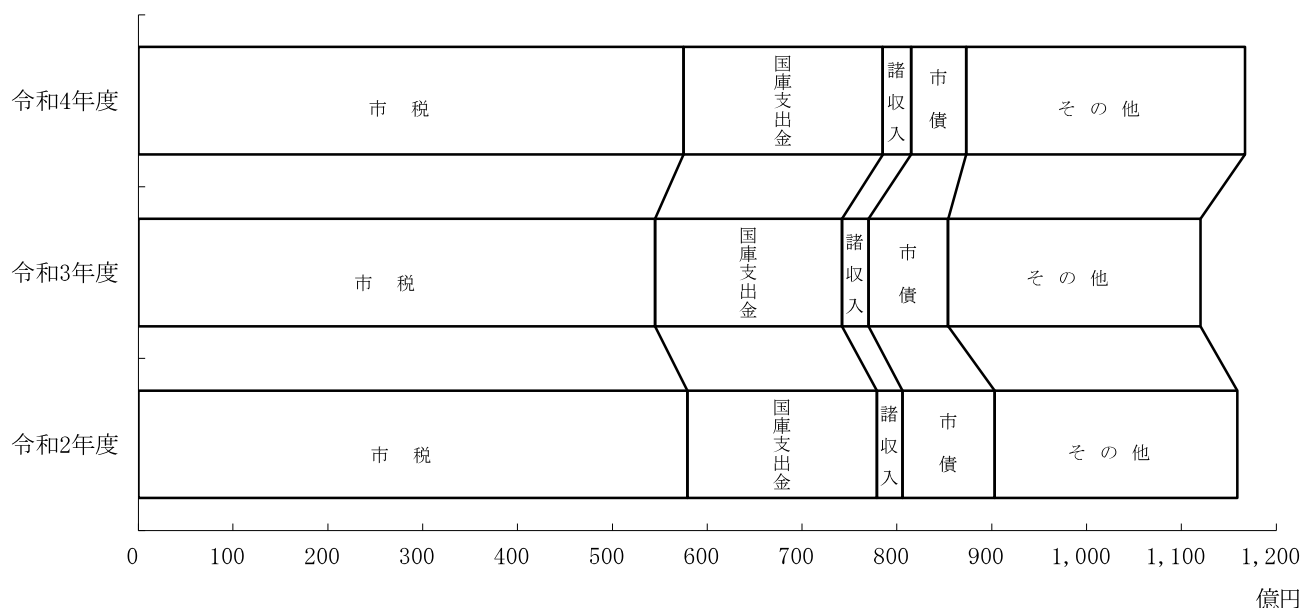


2 一般会計歳入予算款別比較

(単位：千円)

年度 款別	令和2年度当初予算			令和3年度当初予算			令和4年度当初予算		
	予 算 額	構成比 (%)	対前年度 増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度 増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度 増減率 (%)
市 税	57,864,574	49.9	0.7	54,513,974	48.6	△ 5.8	57,477,597	49.2	5.4
地 方 譲 与 税	743,268	0.6	1.5	678,708	0.6	△ 8.7	853,554	0.7	25.8
利 子 割 交 付 金	30,000	0.0	△ 56.4	30,000	0.0	0.0	30,000	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	204,397	0.2	△ 15.9	200,000	0.2	△ 2.2	200,000	0.2	0.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	187,977	0.2	△ 25.2	200,000	0.2	6.4	200,000	0.2	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	400,000	0.3	皆増	320,000	0.3	△ 20.0	510,000	0.4	59.4
地 方 消 費 税 交 付 金	7,141,016	6.2	15.6	7,500,000	6.7	5.0	7,700,000	6.6	2.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,000	0.0	△ 7.9	32,959	0.0	△ 34.1	52,000	0.0	57.8
環 境 性 能 割 交 付 金	92,928	0.1	69.8	80,000	0.1	△ 13.9	80,000	0.1	0.0
地 方 特 例 交 付 金	428,800	0.4	△ 6.2	428,800	0.4	0.0	371,065	0.3	△ 13.5
地 方 交 付 税	1,500,000	1.3	64.8	1,440,000	1.3	△ 4.0	2,340,000	2.0	62.5
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	42,102	0.0	△ 4.3	40,796	0.0	△ 3.1	42,102	0.0	3.2
分 担 金 及 び 負 担 金	900,732	0.8	△ 25.4	912,662	0.8	1.3	879,533	0.8	△ 3.6
使 用 料 及 び 手 数 料	2,093,456	1.8	△ 9.7	2,049,306	1.8	△ 2.1	1,955,790	1.7	△ 4.6
国 庫 支 出 金	20,013,108	17.3	6.9	19,731,430	17.6	△ 1.4	21,019,208	18.0	6.5
県 支 出 金	7,644,958	6.6	11.1	7,842,472	7.0	2.6	8,472,102	7.3	8.0
財 産 収 入	300,917	0.3	△ 50.0	207,257	0.2	△ 31.1	233,832	0.2	12.8
寄 附 金	30,330	0.0	50.7	60,340	0.1	98.9	221,979	0.2	267.9
繰 入 金	2,771,016	2.4	△ 17.9	3,579,471	3.2	29.2	4,220,246	3.6	17.9
繰 越 金	1,000,000	0.9	△ 33.3	1,000,000	0.9	0.0	1,000,000	0.9	0.0
諸 収 入	2,741,421	2.4	△ 2.4	2,805,625	2.5	2.3	3,011,592	2.6	7.3
市 債	9,669,000	8.3	29.9	8,416,200	7.5	△ 13.0	5,849,400	5.0	△ 30.5
歳 入 合 計	115,850,000	100.0	3.9	112,070,000	100.0	△ 3.3	116,720,000	100.0	4.1
内訳									
自 主 財 源	67,702,446	58.4	△ 2.3	65,128,635	58.1	△ 3.8	69,000,569	59.1	5.9
依 存 財 源	48,147,554	41.6	14.0	46,941,365	41.9	△ 2.5	47,719,431	40.9	1.7

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

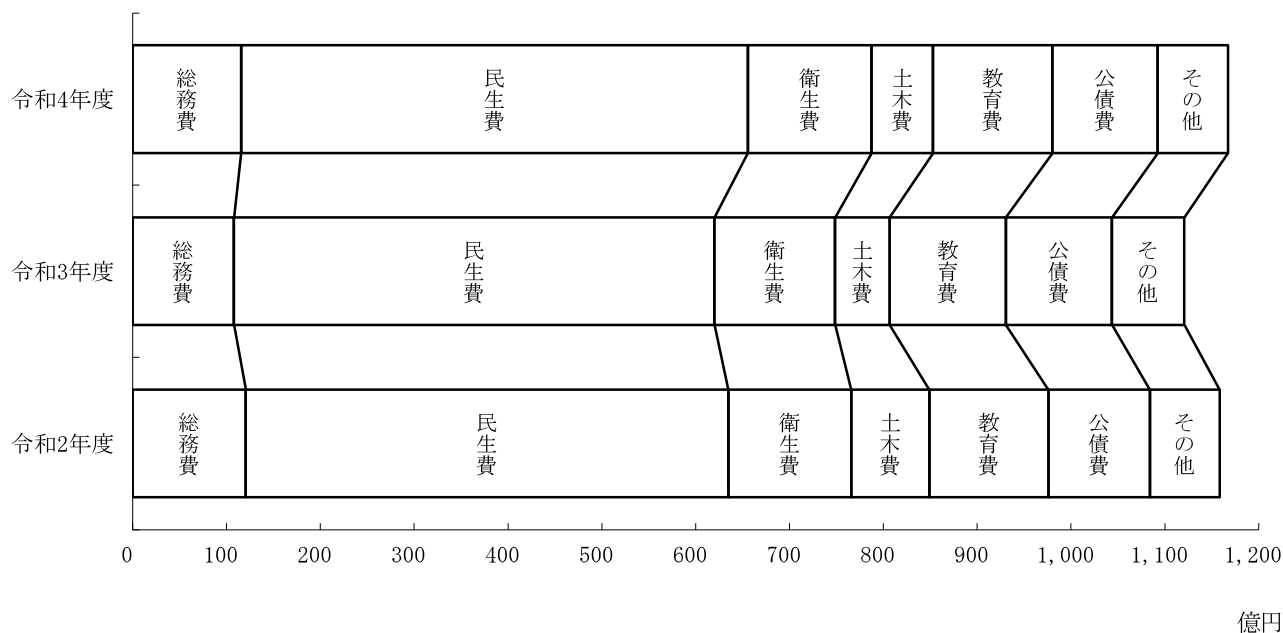


3 一般会計歳出予算款別比較

(単位：千円)

年度 款別	令和2年度当初予算			令和3年度当初予算			令和4年度当初予算		
	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)
議 会 費	654,682	0.6	△ 0.8	673,951	0.6	2.9	640,083	0.5	△ 5.0
総 務 費	12,048,357	10.4	7.1	10,786,074	9.6	△ 10.5	11,565,178	9.9	7.2
民 生 費	51,430,421	44.4	2.9	51,208,001	45.7	△ 0.4	54,001,561	46.3	5.5
衛 生 費	13,102,948	11.3	14.0	12,855,879	11.5	△ 1.9	13,173,806	11.3	2.5
労 働 費	165,143	0.1	△ 5.1	168,996	0.2	2.3	150,814	0.1	△ 10.8
農林水産業費	592,669	0.5	△ 18.3	1,217,431	1.1	105.4	782,008	0.7	△ 35.8
商 工 費	778,472	0.7	△ 18.1	840,860	0.8	8.0	946,112	0.8	12.5
土 木 費	8,309,824	7.2	△ 0.8	5,828,273	5.2	△ 29.9	6,545,798	5.6	12.3
消 防 費	4,967,470	4.3	△ 2.3	4,567,808	4.1	△ 8.0	4,683,841	4.0	2.5
教 育 費	12,700,089	11.0	6.9	12,378,241	11.0	△ 2.5	12,730,215	10.9	2.8
災 害 復 旧 費	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0
公 債 費	10,803,627	9.3	1.2	11,306,536	10.1	4.7	11,216,707	9.6	△ 0.8
諸 支 出 金	174,298	0.2	0.1	115,950	0.1	△ 33.5	131,877	0.1	13.7
予 備 費	120,000	0.1	0.0	120,000	0.1	0.0	150,000	0.1	25.0
歳 出 合 計	115,850,000	100.0	3.9	112,070,000	100.0	△ 3.3	116,720,000	100.0	4.1

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。



4 一般会計歳出予算性質別比較

(単位：千円)

性質別	年度	令和2年度当初予算			令和3年度当初予算			令和4年度当初予算		
		予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)
消費的経費		50,236,566	43.4	1.5	48,633,992	43.4	△ 3.2	52,204,439	44.7	7.3
内訳	人件費	22,447,613	19.4	5.0	21,644,685	19.3	△ 3.6	22,097,150	18.9	2.1
	物件費	17,098,584	14.8	0.7	16,909,589	15.1	△ 1.1	19,680,601	16.9	16.4
	維持補修費	793,707	0.7	3.0	612,451	0.5	△ 22.8	855,261	0.7	39.6
	補助費等	9,896,662	8.5	△ 4.7	9,467,267	8.4	△ 4.3	9,571,427	8.2	1.1
投資的経費		10,777,983	9.3	3.7	6,609,984	5.9	△ 38.7	6,426,133	5.5	△ 2.8
内訳	普通建設事業費	10,775,983	9.3	3.7	6,607,984	5.9	△ 38.7	6,424,133	5.5	△ 2.8
	補助事業	2,897,327	2.5	△ 22.5	1,770,425	1.6	△ 38.9	1,529,505	1.3	△ 13.6
	単独事業	7,839,029	6.8	21.0	4,789,919	4.3	△ 38.9	4,857,190	4.2	1.4
	県営事業負担金	39,627	0.0	△ 76.2	47,640	0.0	20.2	37,438	0.0	△ 21.4
	災害復旧事業費	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0
	失業対策事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
扶助費		34,237,853	29.5	10.1	34,844,896	31.1	1.8	35,807,906	30.7	2.8
公債費		10,803,589	9.3	1.2	11,306,507	10.1	4.7	11,216,707	9.6	△ 0.8
積立金		61,962	0.1	△ 58.9	26,540	0.0	△ 57.2	7,802	0.0	△ 70.6
投資及び出資金		—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金		100,272	0.1	△ 28.0	70,974	0.1	△ 29.2	40,237	0.0	△ 43.3
繰出金		9,511,775	8.2	0.2	10,457,107	9.3	9.9	10,866,776	9.3	3.9
予備費		120,000	0.1	0.0	120,000	0.1	0.0	150,000	0.1	25.0
歳出合計		115,850,000	100.0	3.9	112,070,000	100.0	△ 3.3	116,720,000	100.0	4.1
内訳	義務的経費	67,489,055	58.3	6.9	67,796,088	60.5	0.5	69,121,763	59.2	2.0
	非義務的経費	48,360,945	41.7	△ 0.1	44,273,912	39.5	△ 8.5	47,598,237	40.8	7.5

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

5 一般会計市債現在高

(単位：千円)

区分	令和2年度末現在高	令和3年度末現在高見込額	令和4年度中増減見込額		令和4年度末現在高見込額
			令和4年度中起債見込額	令和4年度中元金償還見込額	
1. 普通債	63,015,149	60,417,151	3,449,400	6,961,793	56,904,758
1 総務	8,070,084	7,849,688	937,000	906,153	7,880,535
2 民生	4,725,702	4,470,228	267,700	343,847	4,394,081
3 保育所	1,318,128	1,251,885	36,400	110,753	1,177,532
4 衛生	10,320,877	10,049,564	174,000	1,630,074	8,593,490
5 労働	41,386	35,472	—	5,914	29,558
6 農業	218,790	713,151	70,800	19,325	764,626
7 商工	360,070	303,168	—	57,335	245,833
8 土木	22,643,463	21,602,711	1,491,100	2,199,950	20,893,861
9 公営住宅	112,988	129,320	52,900	16,308	165,912
10 消防	529,448	497,248	6,100	62,478	440,870
11 教育	6,715,185	6,351,438	236,200	704,324	5,883,314
12 義務教育	7,869,841	7,082,479	177,200	894,192	6,365,487
13 災害復旧	89,187	80,799	—	11,140	69,659
2. その他	35,310,799	35,260,901	2,400,000	3,650,935	34,009,966
1 減収補てん債	1,095,731	939,429	—	156,302	783,127
2 減税補てん債	680,520	449,455	—	169,404	280,051
3 臨時財政対策債	33,534,548	33,872,017	2,400,000	3,325,229	32,946,788
計	98,325,948	95,678,052	5,849,400	10,612,728	90,914,724

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

Ⅱ 決 算

1 各会計令和3年度決算

(1) 一般・特別会計決算

(単位：千円)

会計別	区分	予算現額	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引残額
			収入済額	予算対比(%)	支出済額	予算対比(%)	
一 般 会 計		137,479,722	133,537,340	97.13	125,913,436	91.59	7,623,903
特 別 会 計	国民健康保険事業	34,112,073	34,324,590	100.62	33,107,592	97.06	1,216,997
	後期高齢者医療事業	4,511,498	4,558,403	101.04	4,486,914	99.46	71,489
	歯科診療事業	78,900	81,083	102.77	73,211	92.79	7,872
	介護保険事業	25,271,725	25,343,422	100.28	24,527,160	97.05	816,261
	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業	75,600	152,258	201.40	45,779	60.55	106,479
	川越駅東口公共 地下駐車場事業	112,800	120,850	107.14	101,634	90.10	19,215
	農業集落排水事業	239,751	248,264	103.55	177,379	73.98	70,885
	小 計	64,402,347	64,828,873	100.66	62,519,671	97.08	2,309,201
合 計		201,882,069	198,366,214	98.26	188,433,108	93.34	9,933,105

※ 千円未満は切り捨てとしたため、差引額及び合計額が一致しない場合がある。

(2) 水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)	区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)
収益的 収入	7,077,578	6,946,608	98.15	資本的 収入	901,968	884,511	98.06
支出	6,453,324	6,251,106	96.87	支出	3,344,294	3,004,844	89.85

(3) 公共下水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)	区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)
収益的 収入	6,334,697	6,212,121	98.07	資本的 収入	895,597	682,921	76.25
支出	6,204,010	5,876,134	94.72	支出	3,598,908	3,026,880	84.11

2 一般会計決算（歳入）

（単位：千円）

年度 款別	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)
市 税	57,888,269	51.5	1.2	57,681,465	37.3	△ 0.4	56,974,715	42.6	△ 1.2
地 方 譲 与 税	738,031	0.7	1.2	745,511	0.5	1.0	758,312	0.6	1.7
利 子 割 交 付 金	38,199	0.0	△48.1	40,490	0.0	6.0	33,616	0.0	△17.0
配 当 割 交 付 金	249,594	0.2	22.1	214,559	0.2	△14.0	330,858	0.2	54.2
株式等譲渡所得割交付金	150,924	0.1	△19.7	257,205	0.2	70.4	393,186	0.3	52.9
法 人 事 業 税 交 付 金	—	—	—	376,147	0.2	皆増	666,799	0.5	77.3
地 方 消 費 税 交 付 金	6,007,795	5.3	△ 3.7	7,291,219	4.7	21.4	7,955,214	6.0	9.1
ゴルフ場利用税交付金	50,866	0.1	△14.6	44,605	0.0	△12.3	51,730	0.0	16.0
自動車取得税交付金	164,961	0.2	△46.9	—	—	皆減	41	0.0	皆増
環境性能割交付金	49,936	0.1	皆増	103,235	0.1	106.7	99,306	0.1	△ 3.8
地 方 特 例 交 付 金	896,907	0.8	146.3	460,452	0.3	△48.7	911,492	0.7	98.0
地 方 交 付 税	1,807,110	1.6	42.5	1,660,189	1.1	△ 8.1	4,135,926	3.1	149.1
交通安全対策特別交付金	42,015	0.0	△ 5.7	47,365	0.0	12.7	45,078	0.0	△ 4.8
分 担 金 及 び 負 担 金	977,955	0.9	△10.3	741,701	0.5	△24.2	827,339	0.6	11.5
使用料及び手数料	2,142,999	1.9	△ 7.3	1,800,399	1.2	△16.0	1,854,505	1.4	3.0
国 庫 支 出 金	19,382,864	17.2	7.9	60,934,015	39.4	214.4	33,875,377	25.4	△44.4
県 支 出 金	7,110,378	6.3	16.4	7,883,793	5.1	10.9	7,836,959	5.9	△ 0.6
財 産 収 入	623,466	0.6	218.4	173,679	0.1	△72.1	203,987	0.2	17.5
寄 附 金	47,665	0.0	12.0	70,989	0.0	48.9	307,282	0.2	332.9
繰 入 金	1,240,996	1.1	255.9	252,935	0.2	△79.6	255,370	0.2	1.0
繰 越 金	3,067,623	2.7	△38.9	3,417,644	2.2	11.4	4,274,724	3.2	25.1
諸 収 入	2,828,302	2.5	△19.5	2,621,919	1.7	△ 7.3	2,908,715	2.2	10.9
市 債	7,015,900	6.2	△25.7	7,869,453	5.1	12.2	8,836,811	6.6	12.3
合 計	112,522,755	100.0	△ 0.2	154,688,968	100.0	37.5	133,537,341	100.0	△13.7

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

3 一般会計決算（歳出）

(単位：千円)

年度 款別	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)
議会費	633,691	0.6	0.7	610,199	0.4	△ 3.7	630,186	0.5	3.3
総務費	11,010,785	10.1	3.1	46,908,803	31.2	326.0	10,834,751	8.6	△76.9
民生費	49,647,793	45.5	1.7	50,976,657	33.9	2.7	60,724,558	48.2	19.1
衛生費	10,987,443	10.1	△ 4.8	12,873,147	8.6	17.2	16,618,483	13.2	29.1
労働費	160,553	0.1	△ 4.2	156,588	0.1	△ 2.5	153,662	0.1	△ 1.9
農林水産業費	697,292	0.6	24.0	586,729	0.4	△15.9	1,167,732	0.9	99.0
商工費	1,050,510	1.0	△20.9	1,960,904	1.3	86.7	1,532,250	1.2	△21.9
土木費	7,132,042	6.5	1.7	6,870,509	4.6	△ 3.7	6,209,156	4.9	△ 9.6
消防費	5,081,281	4.7	3.3	4,875,935	3.2	△ 4.0	4,346,724	3.5	△10.9
教育費	12,217,485	11.2	△11.0	13,932,221	9.3	14.0	12,576,463	10.0	△ 9.7
災害復旧費	21,955	0.0	△88.5	26,076	0.0	18.8	0	—	皆減
公債費	10,437,087	9.6	3.9	10,611,934	7.1	1.7	11,085,078	8.8	4.5
諸支出金	27,147	0.0	△29.4	24,545	0.0	△ 9.6	34,393	0.0	40.1
予備費	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合計	109,105,064	100.0	△ 0.5	150,414,245	100.0	37.9	125,913,437	100.0	△16.3

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

4 財務状況（普通会計）

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基準財政需要額	48,253,102	50,198,351	51,008,809
基準財政収入額	46,849,373	48,782,344	47,173,129
標準財政規模	64,006,993	65,885,027	69,162,366
財政力指数	0.975	0.974	0.956
実質収支比率	5.2%	6.2%	11.1%
実質公債費比率	5.7%	5.8%	6.2%
将来負担比率	68.9%	69.7%	62.2%
義務的経費比率	55.8%	43.4%	58.6%
経常収支比率	99.8%	96.9%	95.2%

Ⅲ 市 有 財 産

1 行政財産

(令和4年3月31日現在)

区 分		土 地	建 物
公 用 財 産	本 庁 舎 (市民センター・分室を含む)	32,259.87 m ²	25,841.80 m ²
	そ の 他 の 施 設	283,715.61 m ²	51,639.05 m ²
公 共 用 財 産	学 校	1,027,765.37 m ²	410,291.63 m ²
	公 営 住 宅	76,372.58 m ²	57,982.86 m ²
	公 園	750,544.64 m ²	26,629.65 m ²
	そ の 他 の 施 設	334,270.39 m ²	168,967.71 m ²

2 普通財産

(令和4年3月31日現在)

雑 種 財 産	81,708.75 m ² (土地)	2,723.04 m ² (建物)
収 益 財 産	122,021.06 m ² (土地)	1,296.04 m ² (建物)
有 価 証 券	9,979,550 千円	
出 資 及 び 出 捐 金	355,305 千円	
債 権	539,008 千円	

3 基 金

基 金 名	令和2年度末現在高	令和3年度中増減		令和3年度末現在高	
		増	減		
市有林維持基金	土地(山林)	5,962 m ²	0 m ²	0 m ²	5,962 m ²
	公衆用道路	808 m ²	0 m ²	0 m ²	808 m ²
	立木	329 m ³	0 m ³	0 m ³	329 m ³
財 政 調 整 基 金	3,058,388 千円	695,622 千円	4,908 千円	3,749,103 千円	
福 祉 基 金	28,204 千円	8 千円	2,500 千円	25,713 千円	
商 業 振 興 施 設 整 備 基 金	42,339 千円	0 千円	3,406 千円	38,934 千円	
職 員 退 職 手 当 基 金	589,169 千円	177,508 千円	0 千円	766,678 千円	
初 雁 公 園 整 備 基 金	274,627 千円	3 千円	15,299 千円	259,332 千円	
緑 の 基 金	166,637 千円	7,516 千円	2,818 千円	171,335 千円	
庁 舎 建 設 基 金	1,572,906 千円	22 千円	0 千円	1,572,928 千円	
平 和 基 金	47,916 千円	0 千円	53 千円	47,863 千円	
介 護 保 険 保 険 給 付 費 等 準 備 基 金	3,375,846 千円	679,127 千円	683,000 千円	3,371,974 千円	
文 化 芸 術 ス ポ ー ツ 振 興 基 金	40,100 千円	4,254 千円	1,668 千円	42,687 千円	
み ん な で 支 え る 観 光 基 金	22,605 千円	8,542 千円	0 千円	31,148 千円	
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 基 金	552,016 千円	7 千円	0 千円	552,024 千円	
減 債 基 金	400,295 千円	5 千円	0 千円	400,301 千円	
大 学 奨 学 金 基 金	30,399 千円	21,508 千円	5,234 千円	46,673 千円	
市 制 施 行 百 周 年 記 念 事 業 基 金	85,709 千円	33,753 千円	50,000 千円	69,462 千円	
森 林 環 境 基 金	24,614 千円	12,375 千円	0 千円	36,989 千円	

※ 表中の金額は千円未満を切り捨てとしたため、差引額が一致しない場合がある。

定額基金

(単位：千円)

基金名	設定年度	設定額	令和2年度 までの貸付額	令和3年度 貸付額	令和2年度 までの償還額	令和3年度 償還額	差引基金現在高
育英資金貸付基金	昭和40	471,841	1,348,277	28,014	1,056,178	46,529	198,257
災害援護特別資金貸付基金	昭和48	5,000	8,870	0	8,870	0	5,000

※ 育英資金貸付基金の昭和40年度から令和2年度までの一般会計繰入金（設定額）は、471,995千円である。
平成30年度不納欠損額（1人・154千円）については、時効の援用によるものである。

(単位：千円)

基金名	設定年度	設定額	令和2年度末 現在高	令和3年度 運用額	令和3年度 回収額	令和3年度末 現在高
土地開発基金	昭和44	500,000	87,677	0	50,937	138,614
美術品等取得基金	平成元	110,600	14,906	400	0	14,506

※ 千円未満は切り捨てとしたため、差引額が一致しない場合がある。

4 庁用車両

行政需要と社会情勢とに起因して、庁用自動車の保有台数が年々増加の傾向にある中で、車の管理が主管課にまかされていたため、運行、維持管理、交通事故処理等の統一性がなく、非効率な管理が多く見受けられた。そこでプロジェクトチームが編成され、長期にわたり検討された結果、庁用自動車を集中管理することにより、効率的な利用と人員、経費の大幅な節減が図れるとして、現在の管理体制が確立されている。また、平成18年度には、給油専用カード（クレジット）による給油方式が導入された。

車両の種類と台数（上下水道局、消防組合を除く）

(令和4年4月1日現在)

種類	乗用車	ライトバン	バス	ダンプ	塵芥収集車	し尿車
台数	33	18	2	24	28	1
種類	貨物	広報車	軽四輪	その他	計	原動機付自転車
台数	35	1	150	41	333	2

5 市庁舎

(1) 本庁舎

(令和4年4月1日現在)

	内	容
工期	昭和46年8月6日～昭和47年9月29日	
敷地面積	9,272.96㎡	
建築面積	1,606.20㎡	
延床面積	12,012.80㎡	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建	
高さ	軒高 26.90m	最高部高 36.20m
建設費	10億5,000万円	

(2) 東庁舎

(令和4年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成14年10月1日～平成15年2月28日
建 築 面 積	615.36 m ²
延 床 面 積	1,812.34 m ²
構 造	鉄骨造地上3階建

(3) 庁舎分室

(令和4年4月1日現在)

	内 容
工 期	昭和60年3月28日～昭和61年1月22日
建 築 面 積	269.00 m ²
延 床 面 積	1,068.83 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

(4) 小仙波庁舎

(令和4年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成24年9月14日～平成25年1月31日
建 築 面 積	885.25 m ²
延 床 面 積	1634.30 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建

(5) 駐 車 場

(令和4年4月1日現在)

	場 所	収 容 台 数 (台)	面 積 (m ²)
来 庁 者 用	庁舎南側	106	3,035.79
	庁舎北側	90	4,034.23
公 用 車 用	郭町公用車第一駐車場	61	1,072.40
	宮下町公用車第二駐車場	22	454.54
	宮下町公用車第三駐車場	24	565.06
	元町公用車第六駐車場	18	519.74

(6) 公用車管理棟

(令和4年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成15年10月31日～平成16年3月15日
建 築 面 積	165.00 m ²
延 床 面 積	161.47 m ²
構 造	鉄骨造地上1階建

庁舎案内図

【本庁舎】

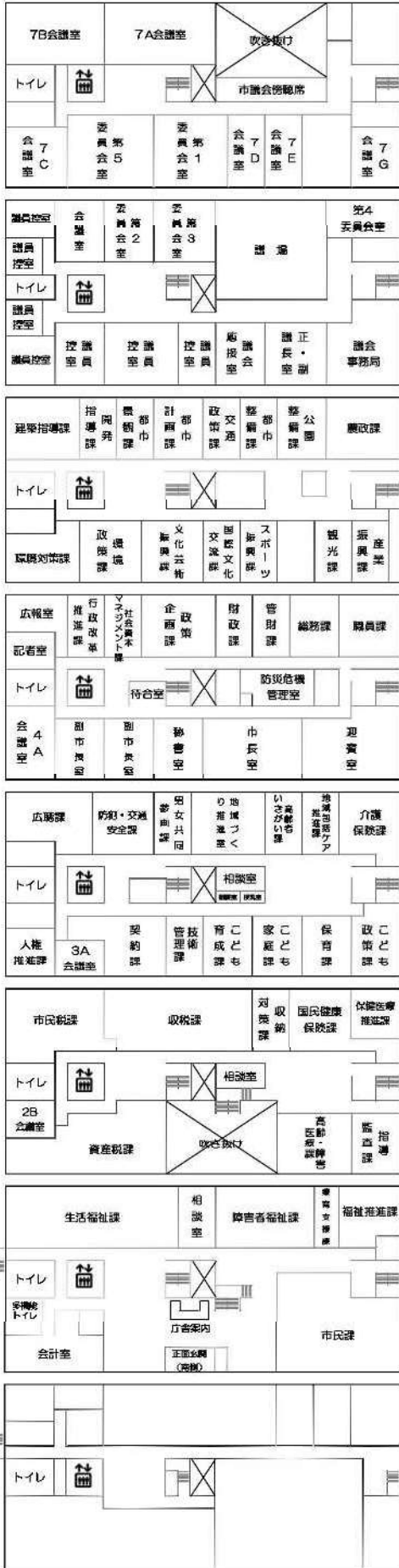
(令和4年4月1日現在)

										7 A 会 議 室	7 B 会 議 室	7 F	7 C 会 議 室	第 五 委 員 会 室	第 一 委 員 会 室	7 D 会 議 室	7 E 会 議 室	組 合 事 務 所	7 G 会 議 室	傍 聴 席			
										第 四 委 員 会 室	議 場	6 F	議 員 控 室	議 会 応 接 室	正 副 議 長 室	議 会 事 務 局							
										交 通 政 策 課	都 市 計 画 課	5 F	環 境 対 策 課	環 境 政 策 課	振 興 課	文 化 芸 術 課	交 流 課	国 際 文 化 課	振 興 課	ス ポ ー ツ 課	観 光 課	産 業 振 興 課	
										社 会 資 本 マ ネ ジ メ ン ト 課	政 策 企 画 課	4 F	4 A 会 議 室	副 市 長 室	秘 書 室	市 長 室	迎 賓 室	防 災 危 機 管 理 室					
										推 進 課	推 進 課	3 F	入 札 準 備 室	人 権 推 進 課	3 A 会 議 室	契 約 課	契 約 課	技 術 管 理 課	こ ど も 家 庭 課	こ ど も 育 成 課	保 育 課	こ ど も 政 策 課	授 乳 室
										推 進 課	保 健 医 療 課	2 F	2 B 会 議 室	資 産 税 課	医 療 課	高 齢 ・ 障 害 課	指 導 監 査 課						
										保 険 課	福 祉 推 進 課	1 F	会 計 室	指 定 金 融 機 関 派 出 所	市 民 課								
										印 刷 室	修 養 室	B F											

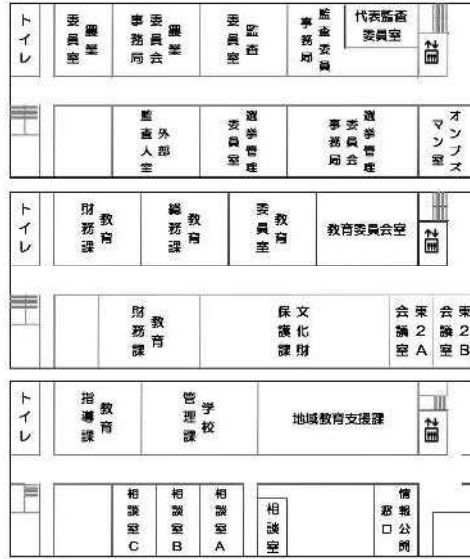
【東庁舎、庁舎分室及び小仙波庁舎】

東 庁 舎				庁 舎 分 室		小 仙 波 庁 舎									
外 部 監 査 人 室	選 挙 員 管 理 室	選 挙 委 員 会 事 務 局	オ ン プ ズ マ ン 室	3 F	事 務 局	監 査 員 監 査 室	代 表 監 査 員 室	農 業 委 員 会	農 業 委 員 室	会 議 室					
教 育 財 務 課	文 化 課	会 議 室 A	東 庁 舎 2 室 B	2 F	教 育 委 員 会 室	教 育 委 員 室	教 育 総 務 課	教 育 財 務 課	情 報 政 策 課	用 地 課					
相 談 室 C	相 談 室 B	相 談 室 A	情 報 公 開 窓 口	1 F	支 援 課	地 域 教 育 課	学 校 管 理 課	教 育 指 導 課			整 備 課	道 路 環 境 課	建 築 住 宅 課		

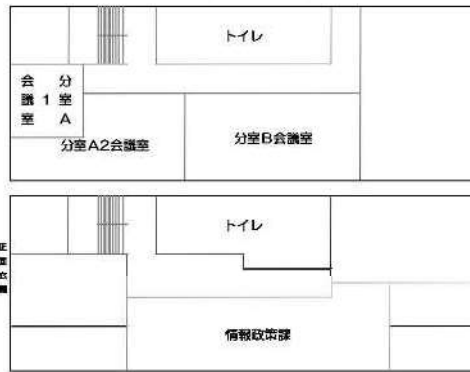
本庁舎 (元町1丁目3-1)



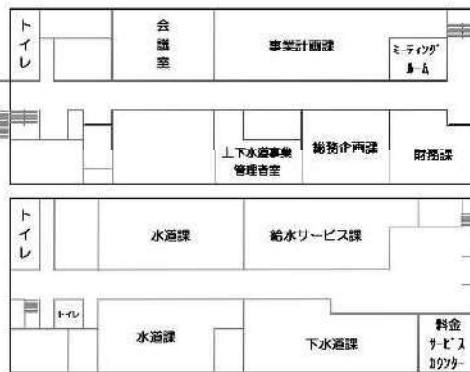
東庁舎 (元町1丁目3-1)



庁舎分室 (元町1丁目3-1)



上下水道局庁舎 (三久保町20-10)



小仙波庁舎 (小仙波町2丁目50-1)



7階

3階

6階

2階

5階

1階

4階

3階

3階

2階

2階

2階

1階

1階

地階

2階

地階

1階

IV 市 税

1 税目・税率

(令和4年4月1日現在)

税 目		税 率 等			
市 民 税	個人	均 等 割	3,500 円		
		所 得 割	100 分の 6		
	法 人	均 等 割	○公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外のもの ○人格のない社団等 ○一般社団法人及び一般財団法人 ○保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	50,000 円	
			資 本 金 等 の 金 額 (※) 区 分	市内従業者数	税 率
			1 千万円以下の法人	50 人以下	50,000 円
				50 人超	120,000 円
			1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円
				50 人超	150,000 円
			1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円
				50 人超	400,000 円
			10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	410,000 円
				50 人超	1,750,000 円
	50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円		
50 人超		3,000,000 円			
法 人 税 割		○資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額 (分割前) が年 400 万円を超える法人 (資本金、出資金を有しない法人等も含む。)	8.4%		
		○上記以外の法人 (資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額 (分割前) が年 400 万円以下)	6.0%		
(※) 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、「資本金等の額」が、「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合、上記の表の「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」となる。					

税 目	税 率 等																																												
固定資産税	100 分 の 1.4																																												
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc 以下 2,000 円 50cc 超～90cc 以下 2,000 円 90cc 超～125cc 以下 2,400 円 ミニカー 3,700 円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農 耕 用 2,400 円 その他のもの 5,900 円 ・二輪の小型自動車 6,000 円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 3,600 円 																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(エ)</th> <th>(オ)</th> <th>(カ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">三輪</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> <td>4,600 円</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> <td>8,200 円</td> <td>1,800 円</td> <td>3,500 円</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> <td>12,900 円</td> <td>2,700 円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">適用無し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>4,500 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> </tbody> </table>				(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	四輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	適用無し	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円
				(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)																																				
	三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円																																				
	四輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円																																				
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	適用無し																																					
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円																																						
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円																																						
	(ア) 平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両について適用される。																																												
	(イ) 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査をした車両について適用される。																																												
(ウ) 賦課期日 (4 月 1 日) 時点で最初の新規検査から 13 年を経過している車両について適用される。ただし、「電気軽自動車」、「天然ガス軽自動車」、「メタノール軽自動車」、「混合メタノール軽自動車」、「ハイブリット軽自動車」、「被けん引車」については対象外となる。																																													
◎グリーン化特例																																													
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについては、令和 4 年度分に限り、(イ) にかかわらず、グリーン化特例により軽課税率が適用される。																																													
(エ) 電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)																																													
(オ) 平成 30 年排出ガス基準 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減であって、 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90% 達成																																													
(カ) 平成 30 年排出ガス基準 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減であって、 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70% 達成																																													
※なお、三輪のものグリーン化特例(オ)(カ)欄については乗用営業用のみが対象となる。																																													
市たばこ税	1,000 本につき 6,552 円																																												
入湯税	1 人 1 日につき 150 円																																												
特別土地保有税	土地の保有 100 分の 1.4 土地の取得 100 分の 3 ※ 平成 15 年度以降、新たな課税は実施しない。																																												
都市計画税	100 分 の 0.3																																												
事業所税	資 産 割 事業所床面積の合計面積 1 m ² 600 円 従 業 者 割 従業者給与総額 100 分の 0.25																																												

2 令和3年度収入状況

(単位：千円)

税目	種別	予算現額	調定額	収入済額	収入率 (%)	
					対予算	対調定
市民税		23,300,000	26,437,937	25,666,787	110.16	97.08
固定資産税		22,373,736	23,191,346	22,649,788	101.23	97.66
軽自動車税		644,431	705,739	672,600	104.37	95.30
市たばこ税		1,900,000	2,123,528	2,123,528	111.76	100.00
入湯税		564	610	610	108.11	100.00
事業所税		1,707,764	1,720,908	1,720,492	100.75	99.97
都市計画税		4,103,931	4,241,085	4,140,911	100.90	97.63
合計		54,030,426	58,421,152	56,974,715	105.45	97.52

※ 単位未満は四捨五入したため、収入率及び合計が一致しない場合がある。

3 決算状況

(単位：千円)

税目	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		調定額	対前年比	調定額	対前年比	調定額	対前年比
市民税		27,559,158	100.55	26,940,296	97.75	26,437,937	98.14
固定資産税		23,565,186	101.31	23,867,890	101.28	23,191,346	97.17
軽自動車税		634,564	105.59	680,474	107.23	705,739	103.71
市たばこ税		2,047,042	100.87	1,978,968	96.67	2,123,528	107.30
入湯税		524	皆増	567	108.40	610	107.45
事業所税		1,674,804	99.91	1,692,503	101.06	1,720,908	101.68
都市計画税		4,307,699	101.39	4,339,422	100.74	4,241,085	97.73
合計		59,788,976	100.95	59,500,121	99.52	58,421,152	98.19

※ 単位未満は四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

4 市民税調定額（決算）「現年度分」

年度	区分	個人				法人					
		納税義務者(人)	均等割額(千円)	所得割額(千円)	調定額(千円)	納税義務者1人当り調定額(円)	納税義務者(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	調定額(千円)	納税義務者1社当り調定額(円)
令和元		181,670	633,598	21,118,218	21,751,816	119,733	8,281	1,013,965	3,524,459	4,538,425	548,053
令和2		183,551	637,371	21,424,012	22,061,384	120,192	8,320	987,781	2,716,219	3,704,000	445,192
令和3		183,469	637,992	21,015,291	21,653,283	118,021	8,491	997,997	2,803,319	3,801,316	447,688

V 収 納 対 策

1 収納対策

川越市の25の債権の累積滞納額削減のため、滞納整理マニュアルを作成するとともに、債権ごとに収納対策基本計画を策定し、収入率向上に取り組んでいる。

業務・整備内容

- ① 債権徴収事務に係る指導、助言及び総合調整に関すること。
- ② 債権回収対策本部に関すること。
- ③ 債権（債権を所管する課から移管を受けたものに限る。）の徴収及び滞納整理に関すること。
- ④ 交付要求に関すること（収税課の主管に属するものを除く。）。
- ⑤ 公売に関すること。

2 第四次川越市市税等収入率向上プラン

主要な自主財源である市税等の安定的な確保を図り、併せて市民間の税等負担の公平性を図るため、引き続き、令和4年度を目標年次とする「第四次川越市市税等収入率向上プラン」を推進し、目標が達成できるよう集中的かつ全庁的に取り組んでいる。

(1) 基本目標と数値目標

- ① 現年課税分収入率の向上
市税の現年課税分収入率 99.24%を目指す。
国民健康保険税の現年課税分収入率 91.80%を目指す。
- ② 累積滞納額の削減
各債権別に個々の目標値を設定し、25債権に係る累積滞納額総額の約 22.0%相当額の削減を目指す。

(2) 収入率向上のための取組

- ① 早期の対応
- ② 納付（税）意識の啓発
- ③ 口座振替による納付の促進
- ④ 滞納処分・法的措置の強化
- ⑤ 回収不能債権の適正処理
- ⑥ 納付方法の拡充
- ⑦ 各債権担当課での取組

(3) 収納対策課の取組

- ① 専門的知識を持つ職員の育成
- ② 国税徴収OB採用による滞納整理事務の執行
- ③ 各種債権の進行管理

市民部

I 市民活動支援

1 協働の推進

少子高齢化や地方分権の進展に伴う地域の様々な課題や市民ニーズにきめ細やかに対応していくためには、「協働」の推進が重要である。

本市では、協働に係る考え方や協働を実施するうえでのルールなどの基本的事項を定めた「川越市協働指針」を平成21年1月に策定した。その後、平成30年3月に「第四次川越市総合計画」に基づき改定し、「川越市協働指針（第3版）」を策定した。

また、平成21年度に協働を推進する制度として「川越市協働推進事業制度（提案型協働事業補助金、協働委託事業）」を創設した。

(1) 提案型協働事業補助金

市民活動団体等が地域のさまざまな課題を解決するために、主体的に行う本市との協働事業に対して、事業費の一部を補助し協働を積極的に推進する。

- 令和元年度 11事業
- 令和2年度 2事業
- 令和3年度 5事業

(2) 協働委託事業

本市が行う事業のうち、市が単独で行うよりも一層効果的な公共サービスが提供できる事業を選定し、市民活動団体等と協働して事業を実施する。

- 令和元年度 4事業
- 令和2年度 2事業
- 令和3年度 4事業

2 自治振興

(1) 自治会数

区分 年度	本庁管内		市民センター管内		合計	
	自治会数	世帯数	自治会数	世帯数	自治会数	世帯数
令和元年度	80	40,623	211	76,903	291	117,526
令和2年度	80	40,639	211	76,213	291	116,852
令和3年度	80	40,727	211	76,059	291	116,786

(2) 自治会への助成

助成名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自治会協力報償金(円)	29,007,740	28,942,360	28,788,500

(3) 集会所設置状況

集会所施設数 265 施設

3 地域会議の推進

地域会議とは、地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

(1) 川越市地域会議補助金

- 令和元年度 19 事業
- 令和2年度 7 事業
- 令和3年度 19 事業

II 地域ふれあいセンター

1 川越市北部地域ふれあいセンター

川越市北部地域ふれあいセンターは、市民に文化活動や学習の場を提供することにより、市民の相互交流を促進し、もって市民の文化の向上と心豊かな地域社会づくりに資することを目的に、本市で初めての住民管理方式による施設として、平成14年12月にオープンした。

多目的ホール、大広間、会議室、和室、音楽室、調理実習室、創作室を有しており、多目的な利用ができるようになっている。

(1) 施設の概要

所在地	大字山田1578番地1
敷地面積	3,680.61㎡
建築面積	1,211.94㎡
建築延面積	1,259.48㎡
構造	鉄骨造平屋建（一部2階建）
多目的ホール	電動式移動観覧席・定員205席（車椅子スペース4台分）
会議室	広間1（35畳50名）、広間2（30畳40名）、会議室1（56.21㎡35名）、会議室2（40.15㎡25名） 和室1（12畳15名）、和室2（15畳15名）、音楽室（58.80㎡25名）、調理実習室（54.30㎡30名） 創作室（46.80㎡30名）

※ 広間1、広間2をとおして使用可能（65畳90名）
会議室1、会議室2をとおして使用可能（96.36㎡60名）
和室1、和室2をとおして使用可能（27畳30名）

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
総数	3,151	50,751	1,663	19,823	2,345	29,266	
広間1	305	5,399	164	2,231	242	3,366	
広間2	275	4,725	185	2,333	200	2,397	
会議室1	295	5,739	151	1,734	228	3,123	
会議室2	313	4,302	151	1,319	247	2,274	
和室1	264	2,248	88	476	147	732	
和室2	289	3,136	134	867	207	1,392	
音楽室	519	4,189	267	1,235	376	2,165	
調理実習室	122	1,669	40	378	66	680	
創作室	304	3,741	190	1,859	217	2,108	
多目的ホール	いす利用	36	3,470	16	810	17	1,240
	いすなし	429	12,133	277	6,581	398	9,789

(3) 施設使用料金

(令和4年4月1日現在)

時間区分 利用区分		午 前 (円)	午 後 (円)	夜 間 (円)	
		(午前9時から正午まで)	(午後1時から 午後5時まで)	(午後5時30分から 午後9時まで)	
広 間	1	1,100	1,500	1,700	
広 間	2	750	1,000	1,150	
会 議 室	1	700	950	1,100	
会 議 室	2	500	700	800	
和 室	1	300	400	450	
和 室	2	350	450	500	
音 楽 室		750	1,000	1,150	
調 理 実 習 室		700	900	1,000	
創 作 室		600	800	900	
多目的ホール	可動いすを利用する場合	2,900	3,850	4,400	
	可動いすを利用しない場合	舞台を利用する場合	2,100	2,800	3,200
		舞台を利用しない場合	1,550	2,050	2,300

備考 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割相当額を加算した額とする。

2 川越市東部地域ふれあいセンター

川越市東部地域ふれあいセンターは、市民に文化活動や学習の場を提供することにより、市民の相互交流を促進し、もって市民の文化の向上と心豊かな地域社会づくりに資することを目的に、北部地域ふれあいセンターに続き住民管理方式による施設として、平成20年4月にオープンした。

多目的ホール、会議室、リハーサル室、調理実習室を有しており、多目的な利用ができるようになっている。

(1) 施設の概要

所在地	大字並木452番地1
敷地面積	2,538.53 m ²
建築面積	950.38 m ²
建築延面積	977.44 m ²
構造	鉄骨造平屋建（一部2階建）
多目的ホール	定員200席
会議室	会議室1（61.88 m ² 40名）、会議室2（47.63 m ² 24名）、リハーサル室（34.43 m ² ）、調理実習室（44.84 m ² 24名）

※ 会議室1、会議室2をとおして使用可能（109.51 m² 64名）

(2) 利用状況

	平成元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総数	2,256	31,567	1,119	11,012	1,485	15,909
会議室 1	520	6,600	289	2,457	347	3,076
会議室 2	533	4,522	330	2,137	407	2,662
リハーサル室	342	1,895	93	353	119	379
調理実習室	164	1,351	15	71	42	620
多目的ホール	697	17,199	392	5,994	570	9,172

(3) 施設使用料金

(令和4年4月1日現在)

時間区分 利用区分		午 前 (円)	午 後 (円)	夜 間 (円)
		(午前9時から正午まで)	(午後1時から 午後5時まで)	(午後5時30分から 午後9時まで)
会 議 室 1		800	1,050	1,200
会 議 室 2		600	800	900
リ ハ ー サ ル 室		450	600	650
調 理 実 習 室		550	750	850
多目的	舞台及び控室を 利用する場合	2,300	3,100	3,500
ホ ー ル	舞台及び控室を 利用しない場合	1,600	2,150	2,450

備考 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割相当額を加算した額とする。

Ⅲ 広 聴 活 動

1 広 聴

市の主役である市民との対話の市政を目指し、「開かれた市政」を実現するため、市長と直接対話をする「市政懇談会」の開催や市内の公共施設に設置の「市民意見箱」により、多くの市民から市政に対する建設的な意見・提案をいただいている。また、このほかにも「陳情・要望」の受付け、さらには市民の生活リズムの広がりに対応するため、24 時間体制で「インターネット」「ファクス」による市政への提案窓口を設け、多種多様な広聴活動を推進している。さらに、平成 21 年 3 月から市長と市民が直接対話を行う「タウンミーティング」を開催している。

これらにより、いただいた意見・提案等はできるだけ速やかに検討し、その後の施策や新たな政策の立案に積極的に反映するように努め、市民本位の市政運営を目指している。

意見等受理件数

年度	市政懇談会	市民意見箱	陳情・要望	窓口・電話・メール等	計
令和元年度	50	724	147	362	1,283
令和2年度	15	1,065	170	311	1,561
令和3年度	18	905	169	298	1,390
計	83	2,694	486	971	4,234

タウンミーティング

市長と市民が直接対話を行い、市民の要望、意見を聴くとともに、市政に関する情報を提供することにより、市民の立場に立った公正・公平な市政運営に資することを目的としている。

年度	対象（テーマ）	開催日	参加者数	意見数
令和元年度	川越市保健推進員協議会	10月8日	20	14
	川越市青少年相談員協議会、 川越市少年の船・翼修了者の会	10月26日	11	17
	川越市障害者団体連絡協議会	11月12日	25	4
	川越市立川越高等学校生徒	2月4日	20	23
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—
計			76	58

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期。

2 市民相談

多種多様化する市民の声を行政に反映させ、また市民の家庭及び社会生活上のあらゆる相談に応じ、適切な指導助言を行い、市民生活の安定と福祉の増進に努めている。

市民相談件数

相談名	年度	令和元年度 (件)	令和2年度 (件)	令和3年度 (件)
一般相談		410	326	240
交通事故相談		70	19	15
法律相談		1,671	1,408	1,396
建築相談		26	18	11
結婚相談		5,769(20)	3,189(11)	3,807(10)
内職相談		304	239	241
登記相談		95	87	91
税務相談		182	185	193
行政書士相談		28	19	14
社会保険労務相談		24	21	18
多重債務相談		9	19	19
住宅修繕相談		15	9	10
不動産相談		52	32	28
マンション管理相談		34	15	22
公正証書相談		13	—	—
合計		8,702	5,586	6,105

※ 結婚相談の（ ）内の数字は結婚成立組数。

※ 令和元年7月、公正証書相談を閉鎖。

市役所内相談室

(令和4年4月1日現在)

相談名	相談内容	曜日	時間
一般相談	家庭及び社会生活上における心配ごと及び法令、社会慣習等に関する事	月・火・第1水曜日・木・金曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)
法律相談	市民相談全般の中で特に法的解釈及び判断を要する問題に関する事	月・水・金曜日 (ただし第5週は実施しない日あり) 【第1・第3水はオンライン相談可】 市民相談室(ウェスタ川越3階): 第1水曜日 電話相談:第2木曜日	〃
建築相談	家屋の建築、設計、設備、建設資金の問題等に関する事	第3火曜日	〃
登記相談	土地及び家屋の表示の登記及び測量、境界に関する事	第2木曜日	〃
	相続での不動産登記手続き、遺言に基づく登記手続き等に関する事	第3木曜日	〃
税務相談	相続税、贈与税、所得税等に関する事	第1・3木曜日	〃
行政書士相談	官公庁に提出する許認可申請、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書作成(相談者の意向を取りまとめる範囲)等に関する事	第4木曜日	〃
社会保険労務相談	年金その他労働保険、社会保険諸法令に関する事	第2金曜日	〃
多重債務相談	多重債務問題に関する事	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分
住宅修繕相談	住宅等の修繕、増改築、付帯設備工事に関する事	第2・4火曜日	13時～16時
不動産相談	不動産の売却・購入、空き家の利活用等に関する事	第1木曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)
マンション管理相談	管理組合、日常生活、建物や設備についてなど、マンションの管理に関する事	第1火曜日	〃

市民相談室(ウェスタ川越3階)

交通事故相談	交通事故に起因する諸問題に関する事	第2・第4水曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)
結婚相談	結婚を希望する者に対し、配偶者の紹介、男女間の交際等結婚に関する事	月曜日・水曜日 第2日曜日・第4土曜日	〃
内職相談	内職の求人、求職等のあっせん等に関する事	月曜日	〃

3 消費者行政

高齢化の進行、成年年齢の引き下げやコロナ禍における「新しい生活様式」の実践、急速なデジタル化の進展といった社会情勢の変化等様々な要因を背景に消費者問題も多様化・複雑化し、新たな形態の消費者トラブルが発生している。これらの消費者トラブルの未然防止及び解決に向け対応する。

これにより、新たな形態の消費者トラブルが発生している。これらの未然防止及び解決に向け対応する。
また、消費者自らが、自立的、合理的な消費生活を行うことができるよう、消費者教育の充実を図る。

(1) 消費者の啓発

消費者が安全で豊かな生活を営むために、新しい時代に即した消費生活の知識や情報を提供して、消費者意識の啓発を図っている。

① 消費生活講座の開催

消費者啓発の一環として、次のような事業を実施している。

(令和3年度実績)

事業名	内容	実績
消費者カレッジ	身近で関心のありそうな事柄をテーマに講座を開催 ・消費者被害に遭わないための金融知識と資産運用について	回数 1回 参加人員 14人
出前講座	地域の消費者を対象に講座を実施（講師を派遣） ・身近に潜む詐欺的勧誘にご用心	回数 1回 参加人員 14人

② その他

市広報紙及び市ホームページ、大型モニターに情報提供や契約トラブル未然防止のため、相談事例、注意喚起等を随時掲載し啓発に努めた。

また、令和4年4月1日からの成年年齢引き下げについて、消費生活の関連情報を周知するため市ツイッターを通じて情報提供した。

ポスター、リーフレットを市の関係機関に配布し、消費者への啓発を実施した。

(2) 消費生活相談

消費者被害の救済のため、専門の相談員を配置し、苦情処理・相談を実施。

(令和4年4月1日現在)

相談名	相談内容	場 所	曜 日	時 間
消費生活相談	商品や契約に関するトラブル及び苦情についての相談	消費生活センター (広聴課内)	月曜日～金曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)

相談名	年度	令和元年度 (件)	令和2年度 (件)	令和3年度 (件)
	商 品 一 般		187	142
食 料 品		105	187	127
住 居 品		39	92	89
光 熱 水 品		30	48	47
被 服 品		58	92	86
保 健 衛 生 品		81	155	129
教 養 娛 楽 品		86	170	168
車 両 ・ 乗 り 物		35	55	60
土 地 ・ 建 物 ・ 設 備		50	52	66
他 の 商 品		1	1	2
ク リ ー ニ ン グ		6	5	5
レ ン タ ル ・ リ ー ス ・ 賃 借		58	85	90
工 事 ・ 建 設 ・ 加 工		42	72	118
修 理 ・ 補 修		32	48	48
管 理 ・ 保 管		1	5	4
役 務 一 般		1	4	8
金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス		88	92	129
運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス		253	382	149
教 育 サ ー ビ ス		5	8	10
教 養 ・ 娛 楽 サ ー ビ ス		44	70	173
保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス		56	90	73
他 の 役 務		68	99	117
内 職 ・ 副 職 ・ ね ず み 講		8	13	28
他 の 行 政 サ ー ビ ス		4	7	8
他 の 相 談		14	26	35
合 計		1,352	2,000	1,902

IV 防犯・交通安全

1 川越市防犯のまちづくり基本方針と防犯推進体制

平成16年に市内の刑法犯認知件数が9,519件に達し、犯罪も凶悪化・多様化していることから、このような状況に対処するため、本市では、防犯のまちづくり庁内検討会議を設置し、平成16年3月に、「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定した。その後、平成16年をピークとして、市内の刑法犯認知件数は令和3年末で1,805件まで減少している状況にある。

この「川越市防犯のまちづくり基本方針」は防犯対策の緊急性を考慮し、行政の立場で取り組むべき防犯のまちづくりの基本方針をまとめたもので、①防犯意識の高揚、②規範意識の高揚と防犯教育の推進、③地域コミュニティの推進、④安全な都市環境の創出の推進を定めている。市民の防犯意識のさらなる高揚を図るため、本方針は平成26年4月及び令和3年3月に改定を行い、新たに⑤市民に不安を与える犯罪への対応を加え、特殊詐欺への対応や暴力排除の推進、声かけ事案等への対応及び犯罪被害者等への支援など、新たな課題等への取り組みについて定めている。

平成17年度からは、埼玉県警察本部より警察官（派遣）を配置することで、防犯・暴力等に対する専門的な知識を習得・周知するとともに、平成19年度組織改正では、安全安心生活課（平成25年度より防犯・交通安全課）が新設され、交通安全対策担当と統合し組織の強化を図った。

現在では、実質的な活動主体となる自治会を中心とした地域や関係団体等と行政、警察、関係機関等が緊密に連携して、「みんなで つくろう 小江戸川越 防犯のまち」を合言葉に、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」の各種事業に取り組んでいる。

なお、平成25年1月には、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展を目指すため「川越市暴力団排除条例」を施行した。また、平成25年4月には、近年社会的問題となっている管理不全な空き家対策として「川越市空き家等の適正管理に関する条例」を施行したが、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、この条例を全部改正し、平成30年4月に新たに「川越市空家等の適切な管理に関する条例」を制定した。これらの法や条例の規定に基づき、本市の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成30年7月に「川越市空家等対策計画」を策定した。

「小江戸川越防犯のまちづくり情報」メール配信サービス登録件数

年度	区分	登録件数(件)	メール配信数(件)
令和元年度		8,741	180
令和2年度		9,748	240
令和3年度		9,964	303

2 防犯灯

市民生活に身近な犯罪の防止を図ることを目的として、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」を推進するため、各自治会からの要望等に基づき、LED型防犯灯の新設及び既設の整備を行い、夜間の犯罪の予防に努めている。

また、各自治会等に対し電気料の2分の1（平成26年度までは3分の2）を限度とし、予算の範囲内で補助を行っている。

(各年度末現在)

年度	区分	設置数(基)	総数(基)	補助金(円)
令和元年度		123	22,724	19,785,728
令和2年度		105	22,861	17,974,845
令和3年度		86	22,967	17,500,228

※ 総数には市が設置したもののほか、開発に伴う寄付等も含む。

3 交通事故発生状況

年	区分	人身事故数(件)	死亡者(人)	傷者(人)
令和元年中		1,272	4	1,552
令和2年中		978	7	1,133
令和3年中		1,041	6	1,207

4 交通安全運動の推進(令和3年度)

春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
夏の交通事故防止運動	7月15日～7月24日
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
冬の交通事故防止運動	12月1日～12月14日

5 交通安全思想の普及

(1) 交通安全教育

幼稚園、小学校、自治会等関係機関・団体と連携を密にし、自他の生命尊重という基本理念の下、幼児・児童を中心とした交通安全教育を実施した。交通安全教室においては、各種指導器材を使用して、「道路の安全な渡り方」「自転車の安全な乗り方」の指導に努めた。

交通安全教室の開催状況

(令和3年度)

	幼児	小学生	中学生	保護者等	高齢者	一般	合計
回数(回)	4	77	0	15	0	12	108
人員(人)	497	8,386	0	1,579	0	80	10,542

(2) 啓発活動

年4回の交通安全運動期間を中心に、交通弱者、特に、歩行者・自転車利用者の安全確保と交通ルールの遵守実践化を図るため、市・警察・交通指導員・交通安全協会・交通安全母の会等の関係機関・団体が、チラシ、啓発品を配布するなど創意工夫をこらし効果ある啓発活動に努めた。

(3) 広報活動

広報を通じて市民の交通安全意識の高揚と安全な行動の実践を図るため、市広報紙・機関紙に掲載するほか、庁内放送、ポスターの掲示などの広報活動を推進した。

6 交通安全施設設置状況

交通安全対策の一つとして、住民要望等を受けて道路標示、道路反射鏡、道路照明灯、標識・看板等の交通安全施設を設置しており、近年では小中学校関係者からの要望により通学路安全対策を強化している。

施設名	令和元年度実施	令和2年度実施	令和3年度実施
道路標示 (km)	8	2	4
道路反射鏡 (基)	40	29	30
道路照明灯 (灯)	0	0	0
標識・看板 (基)	24	27	39

※ 修繕を除く

7 放置自転車対策

川越市内にある11駅のうち、5駅に市営の有料自転車駐車場、2駅に無料の自転車置場を設置し、自転車利用者の便宜を図っている。

また、駅周辺における自転車の放置対策として、置き方指導及び整理、月に数回の放置自転車の撤去を実施している。

川越駅西口第一自転車駐車場ほか7施設利用状況

施設名	令和元年度 利用者数（月平均）	令和2年度 利用者数（月平均）	令和3年度 利用者数（月平均）
川越駅西口第一自転車駐車場 （昭和57年5月開設）	1,293人	1,276人	1,247人
的場駅前自転車駐車場 （昭和63年6月開設）	601人	499人	510人
川越駅東口自転車駐車場 （昭和63年6月開設）	2,130人	1,917人	1,945人
川越駅西口第二自転車駐車場 （平成2年7月開設）	1,181人	1,107人	1,105人
南大塚駅南口自転車駐車場 （平成5年4月開設）	284人	265人	258人
新河岸駅自転車駐車場 （平成6年4月開設）	398人	302人	247人
本川越駅前自転車駐車場 （平成15年2月開設）	234人	221人	224人
川越駅西口第三自転車駐車場 （平成27年4月開設）	1,024人	930人	871人

V 男女共同参画社会

1 男女共同参画

豊かで活力ある社会を築いていくためには、一人ひとりが主体性と責任をもって家庭や地域社会に積極的に参画していくことが必要である。

しかし、現実には今もなお家庭、地域、職場などあらゆる分野において、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残り、人々がそれぞれの個性に基づいて、十分に活動する機会を妨げる要因となっている。男女が性別にかかわらずお互いに人格を尊重し、個性と能力を十分発揮し、かつ責任を分担する男女共同参画社会とするためには、男女双方の意識の改革が必要である。

更に、あらゆる分野に男女が共同して参画できるよう政策方針決定過程への女性の参画も重要とされる。

本市では、「第六次川越市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して関連施策を総合的に推進している。

〈事業内容〉

普及・啓発に関すること

団体育成に関すること

調査・研究に関すること

男女共同参画基本計画の管理に関すること

配偶者暴力相談支援センターに関すること

女性相談（配偶者暴力相談支援センター）利用状況 (単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数（延べ）	440	516	518
うちDV（主訴のみ）	189	249	240

カウンセリングルーム利用状況 (単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人員（延べ）	62	25	27

VI 戸籍・住民・国民年金

1 戸 籍

(令和4年4月1日現在)

本籍数 119,864 戸籍 本籍人口数 296,490 人

2 市民センター別人口及び世帯数の推移

	令和2年4月1日		令和3年4月1日		令和4年4月1日	
	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数
市内全域	353,456	160,831	353,442	163,023	352,896	164,413
本庁管内	105,858	51,213	106,048	52,000	105,789	52,436
市民センター管内	247,598	109,618	247,394	111,023	247,107	111,977
芳 野	5,627	2,243	5,550	2,231	5,456	2,227
古 谷	10,472	4,410	10,351	4,448	10,240	4,444
南古谷	25,193	10,530	25,116	10,630	25,111	10,747
高 階	52,989	25,077	53,439	25,598	53,408	25,794
福 原	20,690	8,599	20,831	8,801	21,062	9,027
大 東	35,198	15,406	35,277	15,732	35,195	15,794
霞ヶ関	32,567	14,036	32,504	14,203	32,347	14,250
川 鶴	5,662	2,546	5,588	2,567	5,555	2,592
霞ヶ関北	17,100	8,113	16,876	8,039	16,741	8,099
名 細	30,061	13,684	29,896	13,755	30,048	13,930
山 田	12,039	4,974	11,966	5,019	11,944	5,073

※ 在住外国人を含む

3 戸籍・住民基本台帳処理件数

(1) 戸 籍

(令和3年度)

区分	新戸籍編製	戸籍全部消除	違反通知	戸籍の再製補完	その他	計
件数	2,421	1,882	50	0	12	4,365

(2) 住民基本台帳

(令和3年度)

区分	記載 (転入、出生等)	消除 (転出、死亡等)	修正 (転居、婚姻等)	戸籍の附票・記載	戸籍の附票・消除	計
件数	13,559	14,878	28,474	5,563	6,379	68,853

4 戸籍・住民基本台帳等証明件数並びに手数料

(令和3年度)

種 別		件 数 (件)	単 価 (円)	金 額 (円)	
戸 籍	全 部 事 項 証 明	戸籍	35,896	450	16,153,200
		除籍	3,826	750	2,869,500
	個 人 事 項 証 明	戸籍	6,182	450	2,781,900
		除籍	128	750	96,000
	一 部 事 項 証 明	戸籍	5	450	2,250
		除籍	6	750	4,500
	膳 本	戸籍	0	450	0
		除籍	14,652	750	10,989,000
	抄 本	戸籍	0	450	0
		除籍	121	750	90,750
	記 載 事 項 証 明	戸籍	5	350	1,750
		除籍	0	450	0
	受 理 証 明		1,697	350	593,950
	手数料の標準政令第5号 ただし書証明		44	1,400	61,600
届書に基づく証明		130	350	45,500	
小 計		62,692	—	33,689,900	
住 民 基 本 台 帳	住 民 票 の 写 し	164,821 (16,638)	200	32,964,200	
	住 民 票 の 除 票 の 写 し	10,598	200	2,119,600	
	広 域 交 付 住 民 票	237	200	47,400	
	戸 籍 の 附 票	4,489	200	897,800	
	戸 籍 の 附 票 の 除 票	399	200	79,800	
	記 載 事 項 証 明	3,919	200	783,800	
	除 票 記 載 事 項 証 明	3	200	600	
	閲 覧	0	200	0	
	補 助 簿 閲 覧	34	400	13,600	
小 計		184,500	—	36,906,800	
諸 証 明	印 鑑 証 明 書	97,843 (12,269)	200	19,568,600	
	身 分 証 明 書	2,679	200	535,800	
	埋 火 葬 証 明 書	0	200	0	
	そ の 他 の 証 明 書	868	200	173,600	
	小 計		101,390	—	20,278,000
自 動 車 臨 時 運 行 許 可		2,661	750	1,995,750	
個 人 番 号 カ ー ド 再 交 付 手 数 料		180	800	144,000	
合 計		351,423	—	93,014,450	

※ 括弧内はコンビニ交付の件数

5 国籍・地域別外国人住民登録数

(令和4年4月1日現在)

国名	中国	ベトナム	フィリピン	ネパール	韓国及び朝鮮	ブラジル
人数	2,457	1,963	917	795	548	353
国名	インドネシア	タイ	ペルー	米国	その他	計
人数	204	138	136	122	1,091	8,724

6 国民年金

国民年金は、収入の保障を計り、生活の安定、向上を目的として、昭和34年4月に発足した制度である。

昭和61年4月、公的年金制度を長期にわたり運営していくため、基礎年金制度が導入され、国民年金から「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」の給付を行うこととなった。

また、平成29年8月、老齢基礎年金の年金受給資格期間が25年以上から10年以上に短縮された。

(1) 拠出年金

新国民年金法による給付

(令和4年4月1日現在)

種 類	受 給 要 件	年 金 額	
老 齢 基礎年金	保険料を納めた期間、保険料の免除期間と合算対象期間(カラ期間)、厚生年金保険加入期間、共済組合加入期間などを合わせて10年以上ある人が65歳になったとき。(昭和5年4月1日までに生まれた人は期間が短縮される)	777,800円× 納付月数+全額免除月数×1/2+3/4 免除月数×5/8+半額免除月数×3/4+1/4 免除月数×7/8 加入可能年数×12月	
障 害 基礎年金	国民年金の加入期間中に初診日のある傷病で障害になり、障害の程度が国民年金法の1級か2級に該当し、次の①か②の納付要件を満たしているとき。 ①初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して2/3以上あること。 ②初診日が令和8年3月31日以前の場合は、直近1年間に滞納がないこと。 ※ 18歳未満の子、または20歳未満で障害等級が1級・2級の子を扶養しているときは、子の加算あり。	1級 2級 子の加算	972,250円 777,800円 1人目、2人目 223,800円 3人目以上1人増毎に 74,600円
遺 族 基礎年金	国民年金の加入中(納付要件あり)または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者、又は子に支給。 ※ 子とは18歳未満または20歳未満で障害等級が1級・2級 保険料納付要件は障害基礎年金と同じ	基本額 子の加算	777,800円 障害基礎年金と同じ
付加年金	老後により多くの年金を受けたいという人が、希望で付加保険料を納め、老齢基礎年金の受給権を得たときに支給される。 (第1号被保険者・任意加入被保険者が加入)	老齢基礎年金の上積み 200円×付加保険料納付済期間の月数	
寡婦年金	保険料を10年以上納めた(免除を含む)期間のある夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給しないうちに死亡したとき10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳までの間支給。	夫の老齢基礎年金額の3/4	
死亡一時金	保険料納付済期間の合計が3年以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、生計同一の遺族に支給。	保険料を納めた期間	金 額
		3年以上15年未満 15年以上20年未満 20年以上25年未満 25年以上30年未満 30年以上35年未満 35年以上	120,000円 145,000円 170,000円 220,000円 270,000円 320,000円

旧国民年金法による給付

(令和4年4月1日現在)

種 類	受 給 要 件	年 金 額
老齢年金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月以前に受給権が発生した人を対象に保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある人が65歳になったとき。この25年の期間は年齢に応じて、10年から24年に短縮される。	※(2,491円×保険料納付済期間の月数)+(2,491円×保険料免除期間の月数×1/3) 5年年金 402,200円
通 算 老齢年金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月以前に受給権が発生した人を対象に通算対象期間(国民年金保険料納付済期間、厚生年金、共済組合等)が25年以上あるか、国民年金以外の通算対象期間が20年以上ある人が65歳になったとき。	(2,491円×保険料納付済期間の月数)+(2,491円×保険料免除期間の月数×1/3)

拠出年金被保険者数

(令和4年3月末現在)

項 目	被 保 険 者 数				免 除 該 当 者					付加年金 加 入 者
	第1号	任意加入	第3号	計	法 免	申 免	納付猶予	学生特例	計	
人 数	41,003	527	24,400	65,930	3,333	6,301	1,810	5,301	16,745	2,019

受給状況

(各年3月末現在)

項 目 年 度	老齢年金	通算老齢 年 金	基 礎 年 金				障 害 年 金	母 子 年 金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金	国民年金 総 数
			老 齢	障 害 (新法)	障 害 (福祉)	遺 族					
令和元	690 20	526	88,043	942 1,147	2,438	451 101	49	0	0	17	94,424
令和2	585 20	448	89,100	976 1,183	2,524	450 104	48	0	0	17	95,455
令和3	511 20	358	89,603	1,026 1,228	2,606	439 109	45	0	0	17	95,962

- ※ 老齢年金の下段の数字は、5年年金受給者
- ※ 障害基礎年金のうち新法は昭和61年4月からの該当者
- ※ " 福祉は20歳前障害等の受給者
- ※ 障害基礎・遺族基礎年金の上段の数字は、厚生年金(共済年金)と基礎年金とを併せて受給している受給者

(2) 老齢福祉年金

国民年金発足当時すでに高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たせないために無拠出の老齢福祉年金が支給される制度である。

老齢福祉年金受給状況

(令和4年3月末現在)

受 給 権 者	受 給 者	年 金 額
0人	0人	0円

Ⅶ 斎 場

斎場は、今後増加する火葬需要に対応するとともに、葬儀の多様化、個別化など市民ニーズを十分反映した施設とするため新たに建設し、平成29年4月1日から供用開始した。

環境性能に優れた火葬炉を設置するとともに、CO₂排出抑制のため太陽光発電システムや地中熱利用による空調設備の採用、雨水のトイレ洗浄等への利用、LED照明の採用など、環境に配慮した建物としている。

また、利用諸室はすべて1階に配置し、バリアフリー構造となっている。

1 施設の概要

所在地	大字小仙波 786 番地 1
敷地面積	17,880.75 m ²
延床面積	7,316.42 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 (2 階は機械室)
火葬炉	13 炉 (内 1 炉は小動物用)
式場	2 室 (各式場に遺族控室、式場控室、司式控室、受付ロビー、クロークを設置。更衣室は共用) 小式場 1 (30 席) 小式場 2 (30 席)
待合室	10 室 小 8 室 (40 席) 大 2 室 (60 席)
霊安室	1 室 (遺体保冷库 4 基)
職員	場長ほか計 8 名 (全員市民聖苑やすらぎのさとと兼務)

2 利用状況

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		件数	人(日)数	件数	人(日)数	件数	人(日)数	
火 葬	市 内	3,191 件	—	3,381 件	—	3,569 件	—	
	市 外	586 件	—	602 件	—	814 件	—	
小動物火葬	市 内	1,032 件	—	1,032 件	—	1,034 件	—	
	市 外	106 件	—	102 件	—	101 件	—	
式 場	通夜	小式場1	234 件	3,835 人	208 件	1,797 人	221 件	1,802 人
		小式場2	243 件	4,468 人	216 件	2,216 人	196 件	1,542 人
	告別式	小式場1	282 件	4,645 人	288 件	3,361 人	294 件	3,391 人
		小式場2	287 件	4,939 人	291 件	3,521 人	292 件	3,095 人
待 合 室		3,261 件	53,890 人	3,344 件	39,843 人	3,657 件	43,258 人	
霊 安 室		319 件	1,215 日	359 件	1,357 日	391 件	1,485 日	
霊 柩 車		29 件	—	—	—	—	—	
祭 壇		0 件	—	—	—	—	—	
葬祭用具		79 件	—	11 件	—	15 件	—	
小動物用葬祭用品		1,106 件	—	1,113 件	—	1,126 件	—	

備考 小動物用葬祭用品は、小動物用骨つぼ等。

令和2年4月1日をもち霊柩車の運行、祭壇の貸出、一部の葬祭用具の実費販売事業を廃止した。

3 施設使用料金

(令和4年4月1日現在)

区 分		単 位	使用料
火葬	満 12 歳以上であった者	市内居住者	1 体 無料
		市外居住者	1 体 48,000 円
	満 12 歳未満であった者	市内居住者	1 体 無料
		市外居住者	1 体 32,000 円
小動物火葬	10 キログラム未満	市内居住者	1 体 7,000 円
		市外居住者	1 体 14,000 円
	10 キログラム以上 25 キログラム未満	市内居住者	1 体 14,000 円
		市外居住者	1 体 28,000 円
	25 キログラム以上 60 キログラム未満	市内居住者	1 体 21,000 円
		市外居住者	1 体 42,000 円
式場	小式場 1	通夜等及び告別式	1 回 40,000 円
		告別式のみ	1 回 20,000 円
	小式場 2	通夜等及び告別式	1 回 40,000 円
		告別式のみ	1 回 20,000 円
待合室	待合室(小)	市内居住者	1 回 2,000 円
		市外居住者	1 回 4,000 円
	待合室(大)	市内居住者	1 回 3,000 円
		市外居住者	1 回 6,000 円
霊安室		1 棺 24 時間	1,000 円

備考 霊安室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、12 時間(12 時間に満たない場合は、12 時間とする。)につき 500 円とする。

Ⅷ 市民聖苑やすらぎのさと

市民聖苑やすらぎのさととは、近年の生活様式の変化などにより、自宅で行うことが難しくなった通夜、告別式及び法要を行う場所として、多くの市民の要望にもとづき建設した施設で、平成12年7月1日にオープンした。

祭壇（無料）を常設した式場が、大小6つあり、式場毎の独立性を保つことができる配置となっている。

法要室は、和室1室、洋室3室があり、精進落としや年回忌法要等が行える。

また、地球環境の保全や資源の有効活用として、太陽光発電（約20キロワット）や雨水利用設備も備えた施設である。

1 施設の概要

所在地	大字小仙波 867 番地 1
敷地面積	22,036.15 m ²
延床面積	4,698.79 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建（耐火構造）
式場	6 室（各式場に遺族控室、会葬者控室、司式控室、受付ロビー、クローク、更衣室等を設置） 第1式場（150 席）、第2式場（150 席）、第3式場（60 席）、第4式場（60 席） 第5式場（100 席）、第6式場（30 席） ※ 第1、第2式場は間仕切りをはずし「大式場」として利用可能（350 席）。第6式場は会葬者控室、受付ロビー、クローク、更衣室等の設置なし。
法要室	4 室（各室に配膳室を設置） 法要和室（40 席）、法要洋室1（40 席）、法要洋室2（40 席）、法要洋室3（40 席） ※ 法要洋室1、2は間仕切りをはずし「大洋室」として利用可能（80 席）
霊安室	2 室（遺体保冷库 10 基）

2 利用状況

			令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			件数	人(日)数	件数	人(日)数	件数	人(日)数
式場	通夜	第1式場	80件	9,993人	50件	2,269人	74件	4,230人
		第2式場	68件	9,064人	35件	2,284人	26件	1,337人
		第3式場	268件	11,775人	237件	4,877人	228件	4,523人
		第4式場	241件	10,369人	206件	4,366人	218件	3,541人
		第5式場	203件	14,113人	142件	5,043人	170件	4,283人
		第6式場	142件	1,325人	155件	607人	163件	494人
		第1・第2式場	3件	430人	1件	75人	2件	330人
		小計	1,005件	57,069人	826件	19,521人	881件	18,738人
	告別式	第1式場	81件	4,011人	53件	1,359人	80件	1,837人
		第2式場	68件	3,323人	42件	1,072人	27件	498人
		第3式場	285件	8,245人	278件	5,074人	283件	4,781人
		第4式場	260件	6,700人	254件	4,395人	253件	3,872人
		第5式場	208件	8,026人	163件	3,851人	196件	3,976人
		第6式場	207件	2,917人	232件	2,346人	250件	2,313人
第1・第2式場		3件	150人	1件	50人	2件	50人	
小計		1,112件	33,372人	1,023件	18,147人	1,091件	17,327人	
合計			2,117件	90,441人	1,849件	37,668人	1,972件	36,065人
法要室	精進落とし	法要和室	1件	40人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	6件	100人	2件	49人	3件	32人
		法要洋室2	6件	92人	3件	78人	0件	0人
		法要洋室3	16件	380人	8件	125人	5件	75人
		法要洋室1・2	0件	0人	0件	0人	1件	42人
		小計	29件	612人	13件	252人	9件	149人
	年回忌法要	法要和室	4件	57人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	12件	134人	9件	76人	16件	156人
		法要洋室2	11件	161人	2件	17人	4件	33人
		法要洋室3	47件	517人	43件	378人	51件	370人
		小計	74件	869人	54件	471人	71件	559人
	通夜振る舞い	法要和室	0件	0人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	2件	53人	1件	12人	0件	0人
		法要洋室2	9件	153人	1件	26人	0件	0人
法要洋室3		45件	714人	19件	267人	3件	19人	
小計		56件	920人	21件	305人	3件	19人	
合計			159件	2,401人	88件	1,028人	83件	727人
霊安室			470件	1,955日	388件	1,580日	435件	1,906日

3 施設使用料金

(令和4年4月1日現在)

区分		単位	使用料
式場	第1式場	通夜等及び告別式	1回 80,000円
		告別式のみ	1回 40,000円
	第2式場	通夜等及び告別式	1回 80,000円
		告別式のみ	1回 40,000円
	第3式場	通夜等及び告別式	1回 30,000円
		告別式のみ	1回 15,000円
	第4式場	通夜等及び告別式	1回 30,000円
		告別式のみ	1回 15,000円
	第5式場	通夜等及び告別式	1回 50,000円
		告別式のみ	1回 25,000円
	第6式場	通夜等及び告別式	1回 8,000円
		告別式のみ	1回 4,000円
法要室	法要和室		2時間 2,500円
	法要洋室1		2時間 2,500円
	法要洋室2		2時間 2,500円
	法要洋室3		2時間 2,500円
霊安室		1棺24時間	1,000円

- 備考1. 法要室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき1,250円とする。
2. 霊安室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、12時間（12時間に満たない場合は、12時間とする。）につき500円とする。

IX 市民センター等

1 市民センター

地域における市民の自主的な活動を支援し、市民及び市が協働して行う地域づくりを推進するとともに、地域における行政の窓口として市民の利便に供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する出張所として、川越市市民センター（以下「市民センター」という。）を設置しているものである。

なお、地域活動支援及び地域づくりの推進に当たっては、市民センター併設の公民館と連携し、一体的に実施していく。

2 市民センター等の所在地及び職員数

（令和4年4月1日現在）

名 称	所 在 地	職員数（人）	備 考
川越駅西口連絡所	脇田本町8番地1	13	U_PLACE(ユープレイス)3階
芳野市民センター	大字北田島119番地2	7	公民館と併設
古谷	大字古谷上3830番地2	7	公民館と併設
南古谷	大字今泉371番地1	8	公民館と併設
高階	大字藤間27番地1	15	公民館、図書館、児童館と併設
福原	大字今福481番地3	7	公民館と併設
山田	大字山田161番地7	7	公民館と併設
名細	大字小堤662番地1	8	公民館と併設
霞ヶ関	大字笠幡177番地1	8	公民館と併設
川鶴	川鶴2丁目8番地3	7	公民館と併設
霞ヶ関北	霞ヶ関北3丁目12番地4	10	
大東	豊田本5丁目16番地1	10	公民館と併設
合 計		107	

※ 市民センターの職員数は公民館との兼務を含む。

※ 川越駅西口連絡所については、地域活動支援を行っていない。

選挙管理委員会

選挙管理委員会は議会の議員及び長の選挙に関する事務を管理し、また、法令によってその権限とされたその他の選挙に関する事務（例 国、都道府県の選挙に関する事務）及びこれに関係ある事務を管理する。組織としては4人の委員による合議制の機関で、選挙管理委員は、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから議会により選挙され、その任期は4年である。なお、事務局職員は6人である。

最近の投票率の低下傾向に対処するため、川越市明るい選挙推進協議会の皆様の協力を得ての街頭啓発、広報車による宣伝及び大型店舗内での店内放送等で棄権防止に努めている。

また、任意制の選挙公報の発行及び選挙運動用ポスター掲示を公営掲示場とする選挙公営も昭和61年に条例化、さらに平成6年に選挙運動用ポスター・自動車等の公営制度、平成20年に市長選挙における選挙運動用ビラの公営制度、平成30年に市議会議員選挙における選挙運動用ビラの公営制度を条例化した。

1 選挙管理委員

職 名	氏 名	委員就任年月日
委 員 長	堀 越 孝	平成22年12月17日 (委員長 平成27年6月30日)
委員長職務代理者	中 村 孝 治	平成27年6月30日 (委員長職務代理者 平成27年6月30日)
委 員	新 井 哲三郎	平成27年6月30日
委 員	駒 井 雅 之	令和元年6月30日

2 投票所・登録者数

(令和4年3月1日現在)

区 分	登録者数 (人)	投票所数 (ヶ所)	区 分	登録者数 (人)	投票所数 (ヶ所)
本 庁 管 内	89,050	15	霞ヶ関市民センター管内	26,630	5
芳野市民センター管内	4,494	2	川 鶴 市 民 セ ン タ ー 管 内	4,961	1
古谷市民センター管内	8,786	2	霞ヶ関北市民センター管内	14,274	4
南古谷市民センター管内	20,424	3	名細市民センター管内	24,495	5
高階市民センター管内	44,824	9	山田市民センター管内	9,692	2
福原市民センター管内	16,894	3	計	294,255	56
大東市民センター管内	29,731	5			

3 市長と市議の選挙

	投票年月日	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
市長選挙	平成21年1月25日	269,490	98,389	36.51
	平成25年1月27日		無投票	
	平成29年1月22日	288,373	85,640	29.70
	令和3年1月24日	290,275	64,008	22.05
市議会議員選挙	平成19年4月22日	265,308	122,598	46.21
	平成21年1月25日 (補欠選挙)	269,490	98,251	36.46
	平成23年4月24日	273,959	110,937	40.49
	平成27年4月26日	278,928	113,210	40.59
	平成29年1月22日 (補欠選挙)	288,373	85,562	29.67
	平成31年4月21日	287,768	109,217	37.95
	令和3年1月24日 (補欠選挙)	290,275	63,958	22.03

4 最近の選挙（市長と市議の選挙を除く）

	投票年月日	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
県議会議員選挙	平成31年4月7日	288,266	102,413	35.53
参院(埼玉県選出)	令和元年7月21日	292,162	131,626	45.05
参院(比例代表)	令和元年7月21日	292,162	131,607	45.05
県知事選挙	令和元年8月25日	289,124	87,395	30.23
参院補選(埼玉県選出)	令和元年10月27日	292,479	56,403	19.28
衆院(小選挙区)	令和3年10月31日	293,470	154,034	52.49
衆院(比例代表)	令和3年10月31日	293,470	154,011	52.48

監 査 制 度

1 監査委員

監査委員は法令によって与えられた権限に基づいて、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営にかかる事業の管理を、更に必要があると認める時は、地方公共団体の財務以外の事務の執行等を監査し、その結果を報告、公表することにより、住民の福祉の増進と効率的な行政の執行に寄与している。

本市の監査委員制度は昭和23年4月1日川越市監査委員設置条例の施行にともない、知識経験を有する者と議員のうちから選任された委員1人の計2人で発足した。

現在の監査委員の定数は4人で、識見を有する者のうちから選任された委員2人（うち、1人常勤）と議員のうちから選任された委員2人の計4人からなり、職員8人をもって構成する事務局を設置し監査事務に携わっている。

委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された委員は4年、議員のうちから選任された委員は議員の任期と定められている。

なお、監査委員は独任制の機関のため、監査の結果に関する報告の決定等は合議を原則としている。また、代表監査委員は委員の合議によって決定される。

(1) 委員構成

(令和4年4月1日現在)

氏 名	就任年月日	備 考
中 沢 雅 生	令和3年4月1日	識見を有するもの（代表・常勤）
石 川 隆 二	平成28年9月2日	識見を有するもの
矢 部 節	令和3年6月25日	議会選出
三 上 喜久蔵	令和3年6月25日	議会選出

(2) 監査状況

区分 年度	定期監査及び行政監査 ※上下水道局 定期監査含む (課所)	定期監査及び行政監査 (施設監査) (施設)	定期監査 (工事監査) (件)	財政援助 団体等監査 (団体)	例月出納 検査 (回)	住民監査 請求 (件)	決算審査 (基金の運用状況 審査含)	財政健全化等 審査
令和元	47	33	2	4	12	1	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査
令和2	52	0	3	2	12	0	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査
令和3	47	13	3	2	12	1	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査

※令和3年度は上記のほか随時監査を1件実施した。

2 包括外部監査

平成 15 年度の中核市移行に伴い、同制度を導入した。

本市では、公認会計士を包括外部監査人として、各年度ごとに包括外部監査契約を締結している。包括外部監査人は、自ら監査テーマを選定し、監査を実施し、「包括外部監査の結果報告書」を各年度内に提出している。

「包括外部監査の結果報告書」に指摘された事項については、それを真摯に受け止め対応していくこととしている。

「包括外部監査の結果報告書」及び措置を講じた事項については、その内容を公表している。

「包括外部監査の結果報告書」

令和元年度

テーマ : 「一般会計における補助金等に関する事務の執行について」

川越市包括外部監査人 鎌田 竜彦(公認会計士)

令和2年度

テーマ : 「観光振興及び街づくりに関する施策に係る事務の執行について」

川越市包括外部監査人 佐久間 仁志(公認会計士)

令和3年度

テーマ : 「子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について」

川越市包括外部監査人 佐久間 仁志(公認会計士)